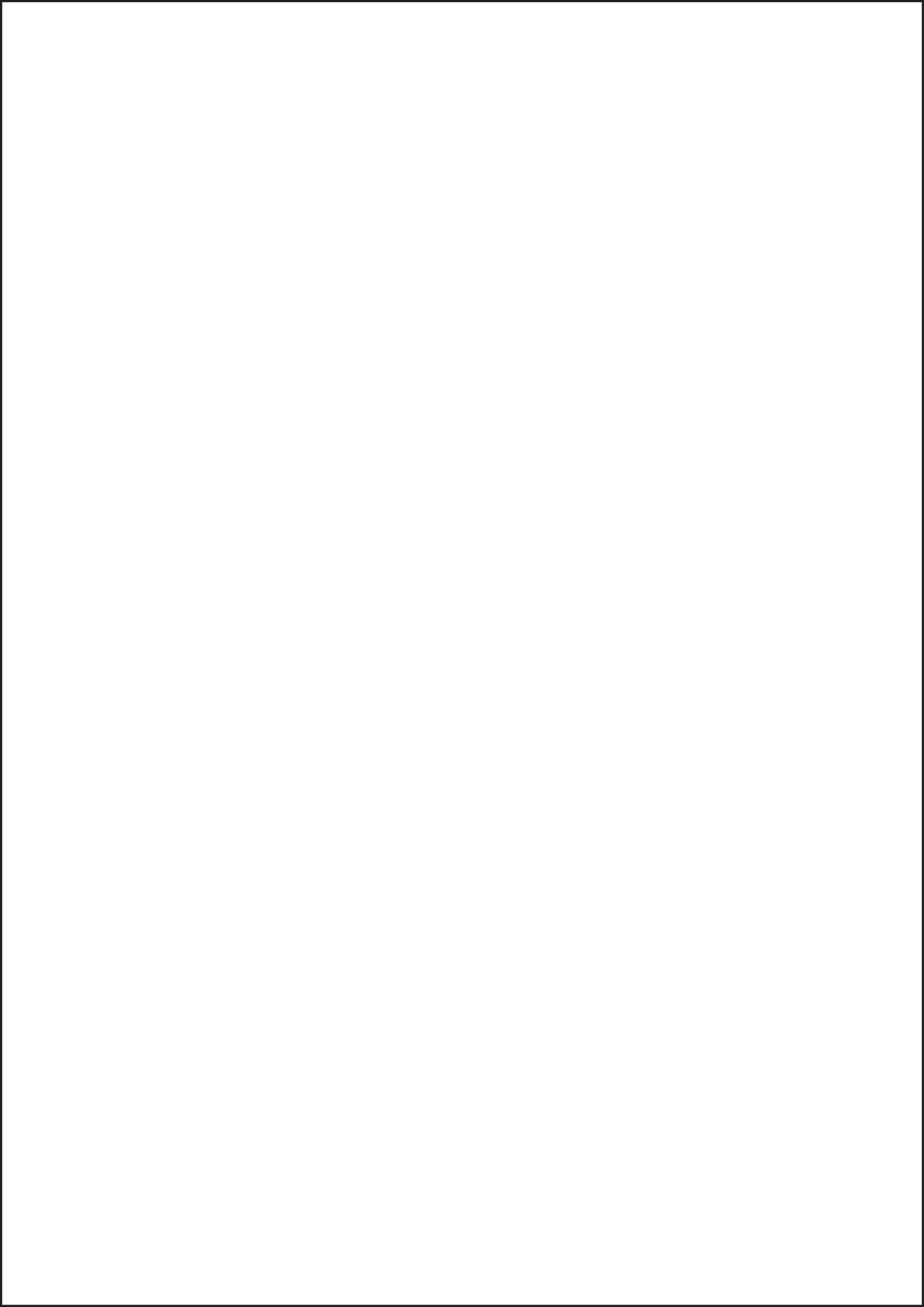


公庫レポート

◇県内都市公園の現況と課題



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



「県内都市公園の現況と課題」に関する

調査報告書



<目次>

第1章 調査要領	1
1. 目的	1
2. 調査内容	1
第2章 都市公園の概要等	2
1. 都市公園とは.....	2
2. 都市公園の多様な機能（都市公園のストック効果）	2
3. 都市公園の種別	3
4. 都市公園における公民連携手法.....	4
第3章 調査要旨	5
第4章 整備現況等について	6
1. 整備現況について.....	6
2. 未整備都市公園について	10
3. 県内都市公園の設置経過年数.....	13
4. 小規模公園について	14
第5章 管理運営の現況について	16
1. 都市公園費の推移.....	16
2. 県内市町村都市公園部門職員数の推移.....	17
3. 維持管理手法等について	18
(1) 指定管理者制度について.....	18
(2) 業務委託について	22
(3) 設置管理許可制度について	23
(4) 管理運営の課題等について.....	24
第6章 多様な主体（市民・民間事業者等）との連携	25
1. 公園ボランティア制度について	25
2. 地域住民団体等による管理	26
3. 公民連携手法の活用について.....	26
第7章 県内都市公園の課題	28
琉球大学瀬口ゼミナール学生から提言	29
結びに	31
資料編（アンケート調査様式）	33

第1章 調査要領

1. 目的

公園の一種である都市公園には、防災、環境保全、景観形成、健康増進、文化教養、子育て支援、観光振興、地域経済の活性化などの面から様々な設置効果が期待される。県内都市公園は、復帰当時、人口1人当たりの都市公園面積が0.7㎡で、全国平均2.8㎡の3割にも満たなかったが、計画的な整備が行われた結果、人口1人当たりの都市公園面積は、全国平均を上回る程度の水準にまで達した。

その一方で、公園施設の老朽化が進行し、その魅力を十分発揮できていない都市公園も散見される。人口減少が進み、地方公共団体の財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが課題となる。

このような中で、財源や新たな活用アイデア等の創出が期待される公民連携手法の活用が進んでいる。県内市町村においても、沖縄市コザ運動公園における「公募設置管理制度（Park-PFI）」を活用した宿泊施設等の整備をはじめ、公民連携手法の活用に向けたサウンディング等も活発化している。

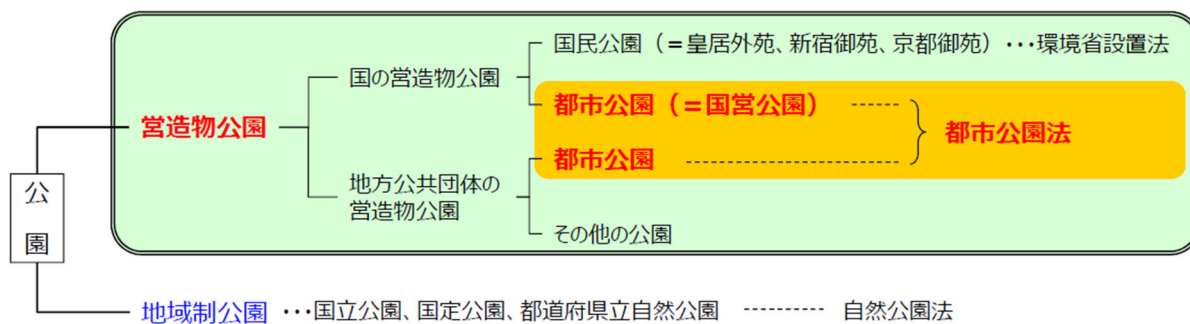
本調査は、「県内都市公園の現況と課題」の把握・分析により、都市公園のストック効果の向上や柔軟な活用、公民連携の推進に資する情報提供を行うことを目的に実施した。

2. 調査内容

調査対象	県内21市町村（都市公園を有する県内市町村） *都市計画区域外にて特定地区公園（カントリーパーク）を有する久米島町を除く。
調査方法	アンケート調査及び個別ヒアリングの実施。
調査項目	(1) 整備の現況 (2) 管理運営の現況 (3) 多様な主体（市民・民間事業者）との連携
調査時期	令和4年12月16日～令和5年1月27日
実施主体	・沖縄振興開発金融公庫 調査部 地域連携情報室(徳松 安史、池原 雄太) ・琉球大学 国際地域創造学部 教授 瀬口 浩一 ・琉球大学 瀬口ゼミナール 4年次 當山 香鈴、与座 由登、金城 大 3年次 喜納 一媛、佐久本 晟至、西本 義朗、西銘 藍果
その他	（図表9、10、11、16、17、18、19、20、27、28、29、30、31、32、33、34、35、37、38、39、40、43、45、46、47、48、51、52、54、58、59）は、回答市町村数を母数とした割合を示している。四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ設問）の場合も、総回答数ではなく回答市町村数を母数とするため合計が100%を超える場合がある。

第2章 都市公園の概要等

1. 都市公園とは



営造物公園	国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開する営造物
地域制公園	国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し、土地の利用の制限や一定の行為の規制等によって自然景観を保全することを主な目的とするもの。

(出典) 国土交通省都市局 公園緑地・景観課「都市公園における官民連携の推進」。

【都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）】

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
- イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
- ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2. 都市公園の多様な機能（都市公園のストック効果）

効果分類	内容
①防災性向上効果	災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって、都市の安全性を向上させる効果
②環境維持・改善効果	生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等都市環境の改善をもたらす効果
③健康・レクリエーション空間提供効果	健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
④景観形成効果	季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
⑤文化伝承効果	地域の文化を伝承、発信する効果
⑥子育て、教育効果	子どもの健全な育成の場を提供する効果
⑦コミュニティ形成効果	地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
⑧観光振興効果	観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
⑨経済活性化効果	企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

(出典) 国土交通省都市局 公園緑地・景観課「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」。

3. 都市公園の種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カンントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）

（出典）国土交通省都市局 公園緑地・景観課「都市公園の種類」。

4. 都市公園における公民連携手法

制度名	根拠法	事業期間	特徴
指定管理者制度	地方自治法	3-5 年程度	・民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）が主な目的。一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施。
設置管理許可制度	都市公園法第 5 条	10 年（更新可）	・公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度。民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定。
PFI 事業 (Private Finance Initiative)	PFI 法	10-30 年程度	・民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的。都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいる。
その他（DB、DBO 等）	-	-	・民間事業者に設計・建設等を一括発注する手法（DB）や、民間事業者に設計・建築・維持管理・運営等を長期契約等により一括発注・性能発注する手法（DBO）等がある。
公募設置管理許可制度 (Park-PFI)	都市公園法第 5 条 の 2～5 条の 9	20 年以内	・飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

出典：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」。

第3章 調査要旨

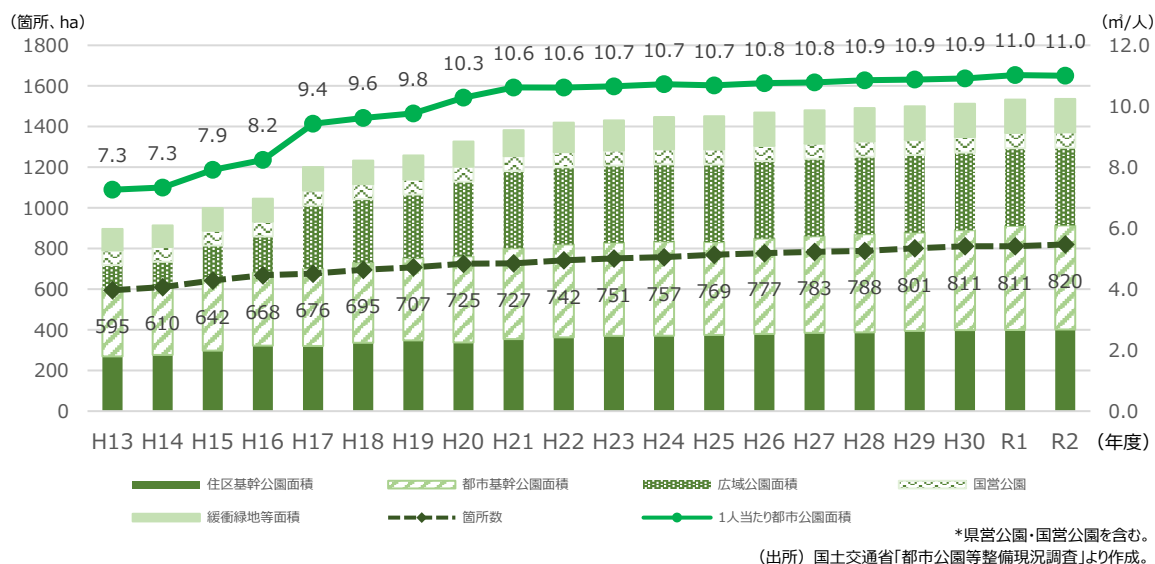
<p>第4章 整備の現況 (P6～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県内都市公園は、820箇所、1535haが整備（令和2年度末時点）され、都市計画区域内人口1人当たり都市公園面積は11m²と、全国平均の10.7m²を若干上回っている。 ✓ 都市計画決定後、未整備の県内都市公園は89箇所、未開設面積は約300haとなっている。 ✓ 供用中の都市公園のうち、設置から20年以上経過したものが令和2年度末時点で約7割を占める。 ✓ 県内都市公園の約5割は、0.25ha未満の小規模公園が占める。
<p>第5章 管理運営の現況 (P16～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県内市町村の都市公園に関する維持管理費は増加傾向にある一方、建設事業費は減少傾向にある。 ✓ 県内市町村の都市公園部門職員数は横ばいで推移しており、職員一人当たり公園管理箇所数は増加傾向にある。 ✓ 指定管理者制度は、14市町村、県内都市公園の約3割（259箇所）で導入されており、都市基幹公園（総合・運動公園）での導入率が高い。また、住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）においては、複数公園を一括して指定する形での導入が約9割を占める。また、指管理者の属性は、「民間企業」が最も多く、指定管理業務は、「公園施設及び付属設備の維持管理・修繕」、「利用料金の収受」、「行為許可・利用許可」、「公園施設の利用の禁止又は制限」などが主な内容となっている。 ✓ 業務委託は、12市町村、県内都市公園の約5割（431箇所）で実施されており、住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）での実施率が高い。また、業務受託者の属性は、「公益法人」が最も多く、業務内容は、「除草・草刈り」、「清掃」、「剪定・刈込」などが主な内容となっている。 ✓ 管理運営の課題は、「維持管理コスト」や「施設・遊具の老朽化への対応・安全性の確保」が多い。
<p>第6章 多様な主体 (市民・民間事業者等)との 連携 (P25～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公園ボランティア制度は8市町村で導入されており、189箇所の都市公園で258団体が活動している。 ✓ 「地域住民団体等」への管理業務の委託等は、地域に身近な公園を中心にみられる。 ✓ 公民連携手法の活用は「設置管理許可制度」が最も多く、次いで、「指定管理者制度」が多い。 ✓ 公民連携手法の活用に向けては、「庁内での検討・調整」にとどまる市町村が多いものの、公募設置管理制度（Park-PFI）導入に向けた「サウンディング」などの実施もみられる。 ✓ 公民連携手法の活用にあたり、民間事業者に期待する事項としては、「専門知識・ノウハウ・人材」や「企画立案」、「事業資金」などが主な内容となっている。

第4章 整備現況等について

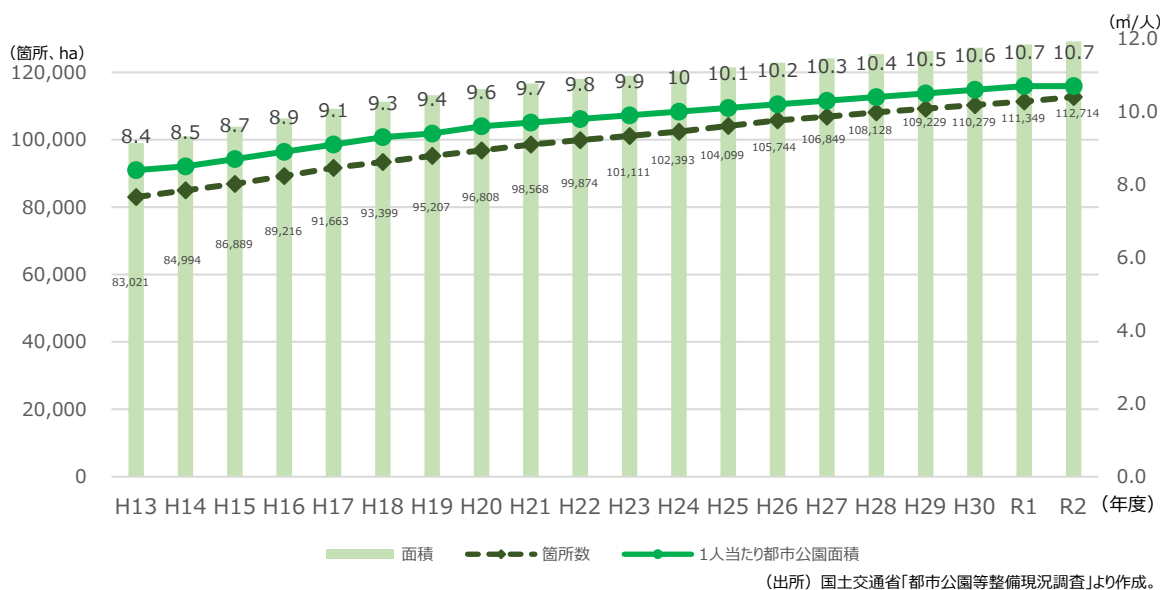
1. 整備現況について

復帰当時の県内都市公園は、都市整備の遅れや、乏しい財政事情等のため、全国でも最下位という整備状況であった。昭和47年の都市計画区域内における人口1人当たりの都市公園面積は0.7㎡で、全国平均2.8㎡の3割にも満たなかったが、計画的な整備が行われた結果、令和2年度末時点において、人口一人当たりの都市公園面積は11㎡と全国平均10.7㎡を若干上回る程度の水準にまで達した。その一方で、都市計画区域別に見ると、人口の集中する那覇広域・南城区域と中部広域区域の人口一人当たり都市公園面積は、全国平均を下回っている。

図表1 都市公園等面積・箇所数・1人当たり面積の推移（県内）*



図表2 都市公園等面積・箇所数・1人当たり面積の推移（全国）



図表 3 昭和 47 年度と令和 2 年度の県内都市公園整備現況*の比較

年度	整備（箇所）	面積（ha）	一人当たり供用面積（㎡/人）	
			沖縄県	全国
S47	32	48.8	0.74	2.8
R2	820	1535	11	10.7

（出所）内閣府「社会資本整備の実績と現状について」及び沖縄県「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等総点検報告書」より作成。
*県営公園・国営公園を含む。

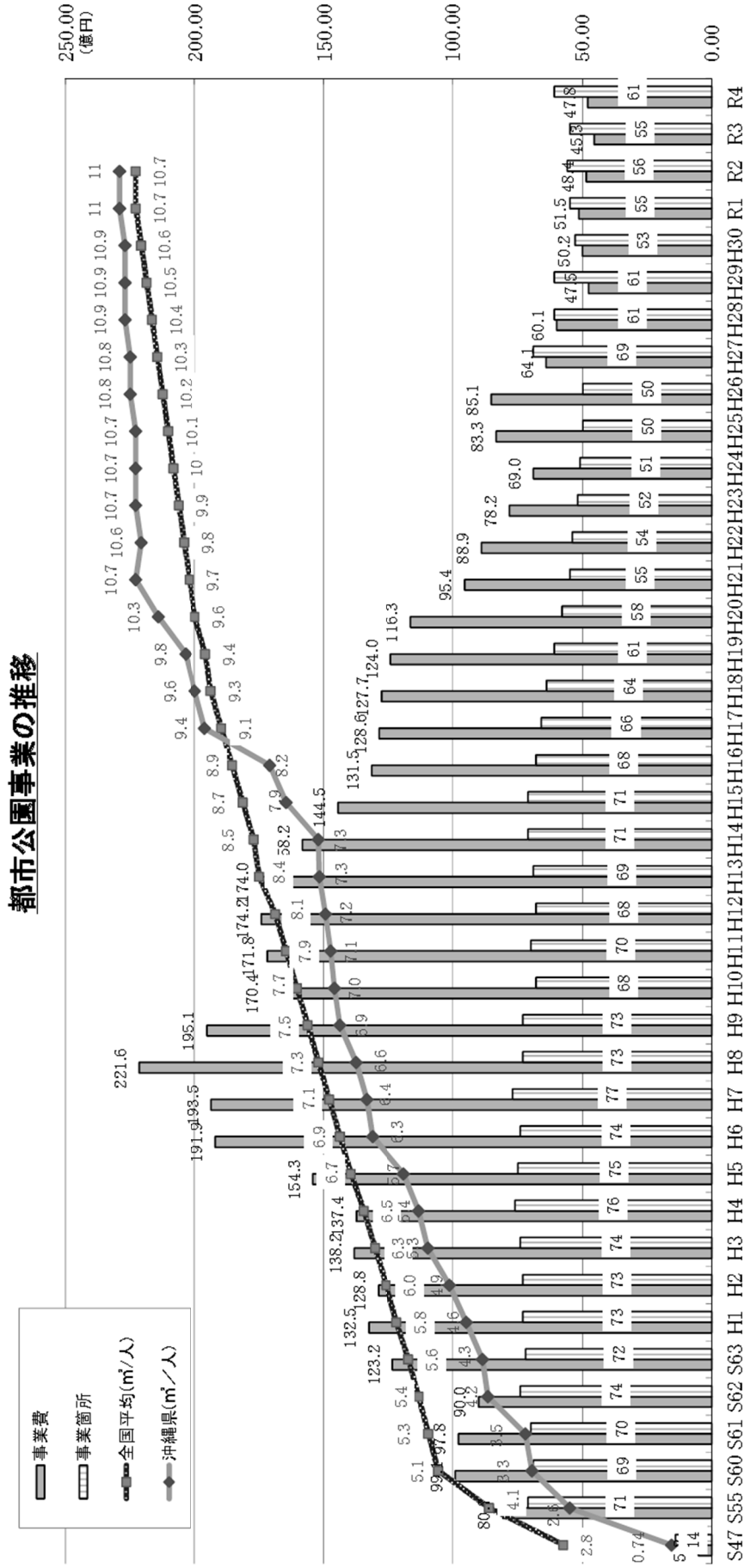
図表 4 県内都市公園事業の推移

年 度	事業箇所	事業主体		事業費 （百万円）	指数推移
		県	市町村		
昭和47年度	15	5	10	約521	100
昭和50年度	33	5	28	2,478	476[476]
昭和55年度	71	6	65	8,069	1,549[326]
昭和60年度	69	8	64	9,905	1,901[123]
平成2年度	73	6	67	12,880	2,472[130]
平成7年度	77	8	69	19,354	3,715[101]
平成12年度	68	9	59	17,418	3,343[101]
平成17年度	66	7	59	12,862	2,469[98]
平成18年度	64	7	57	12,766	2,450[99]
平成19年度	61	7	54	12,396	2,379[97]
平成20年度	58	7	51	11,626	2,231[94]
平成21年度	55	9	46	9,540	1,831[82]
平成22年度	54	8	46	8,890	1,706[93]
平成23年度	52	8	44	7,816	1,500[88]
平成24年度	51	8	43	6,901	1,325[88]
平成25年度	50	9	41	8,327	1,598[121]
平成26年度	50	9	41	8,514	1,634[102]
平成27年度	46	9	37	6,410	1,230[75]
平成28年度	44	9	35	6,014	1,154[94]
平成29年度	38	9	29	4,754	912[79]
平成30年度	42	9	33	5,016	963[106]
令和元年度	45	9	36	5,152	963[103]
令和2年度	57	10	47	4,834	928[94]
令和3年度	55	10	45	4,528	869[94]
令和4年度	61	10	51	4,785	918[106]

（注）指数は対昭和47年度比、[]は対前年比

（出典）沖縄県土木部「令和4年度土木建築部要覧」

図表 5 県内都市公園事業の推移



(出典) 沖縄県土木部「令和 4 年度土木建設部要覧」。

図表6 都市公園整備現況（令和2年度末（令和3年3月31日））

都市計画区域	街		近隣地区		住区基幹		都市基幹		風致		特		大規模		都市緑地		都市林		広場公園		緑道		都市公園合計		都市計							
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	内人口	1人当り公園面積						
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	㎡/人					
那覇市	132	18.71	19	28.31	3	13.20	6	84.38	1	28.26													168	184.66	319	5.79						
豊後高田市	29	7.36	3	5.21	3	10.20				1	15.90												37	38.63	100	3.86						
浦添市	75	10.56	4	7.29			2	19.05	1	14.60													89	63.62	115	5.53						
糸数市	16	3.41	5	7.83			1	16.53	1	15.00													29	105.75	62	17.06						
豊見城市	33	5.03	1	2.44	1	3.18	2	29.87															43	51.93	65	7.99						
浦城市	5	2.15	1	0.84	2	9.01	1	22.09															11	34.35	44	7.81						
北中城村	18	5.03	2	5.39	1	3.98																	21	30.60	18	17.00						
中城村	19	3.37	1	2.00	1	8.73																	22	23.52	21	11.20						
西原町	16	2.87	1	1.30	1	4.90				1	17.40												22	29.49	35	8.43						
与那原町	8	1.59	2	3.42	1	4.16																	12	10.26	20	5.13						
南風原町	2	0.88	3	5.32			1	17.82															8	25.99	40	6.50						
八重瀬町	9	2.84	1	1.42	2	4.82	1	6.30	1	16.16													14	31.54	23	13.71						
小計	382	63.80	43	70.57	15	62.18	14	186.04	6	107.22													400	476.34	862	7.31						
久米島町																																
外間市	71	13.15	11	16.17																				1	7.10	8	8.88					
うるま市	73	20.22	9	19.58	3	21.01	1	12.40	1	20.80	1	4.85											94	129.12	143	9.03						
読谷村	15	4.47					2	8.67	2	15.02														83	107.09	125	8.57					
瀬手新町	4	1.43	1	1.40	1	4.66	1	7.23	1	8.98													19	28.16	41	6.87						
北谷町	24	5.39	4	14.00						1	20.92												11	26.78	13	20.60						
小計	187	44.66	25	51.15	6	34.34	6	55.41	4	74.07	2	13.82	0	0.00	1	47.52	0	0.00	16	20.06	0	0.00	249	341.71	351	9.74						
名護市	42	13.25	8	19.30	1	0.80	2	23.64															60	123.39	63	19.59						
本部町																																
小計	42	13.25	9	21.00	1	0.80	2	23.64															62	73.50	14	52.50						
宮古島市	7	2.25	3	9.70	2	17.67	3	37.49																2	196.89	77	25.57					
伊勢崎町																																
小計	7	2.25	3	9.70	3	25.77	3	37.49																19	107.53	49	21.94					
石垣市	4	0.83	4	9.45																				12	243.57	49	49.71					
合 計	602	124.79	84	161.87	26	130.19	25	312.58	11	199.39	4	38.72	1	12.32	3	15.52	5	382.03	1	75.80	52	75.48	0	0.00	2	1.39	1	1.69	820	1535.24	1,396	11.00
県営公園																								9	434.14							

国営公園については、海洋博（本部）と首里城（首里）があるが、箇所としては1箇所として数える。
特定地区公園(カントリーパーク)を含む。(伊良良郡町・久米島町)

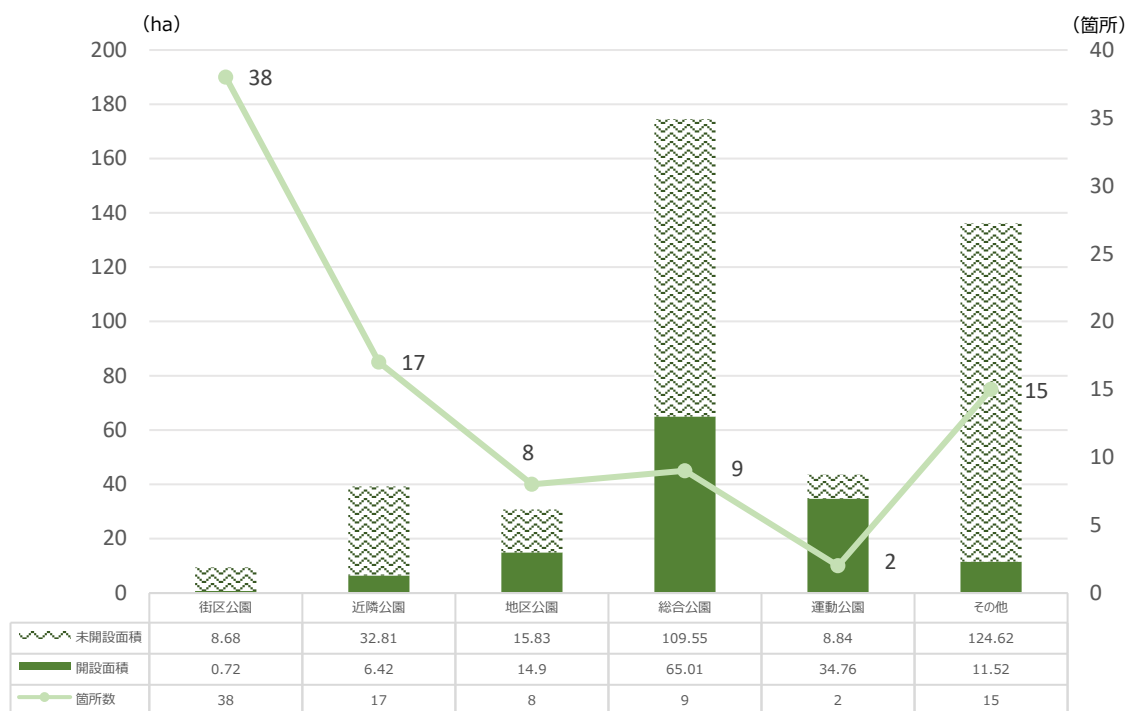
(出典) 沖縄県土木部(令和4年度土木建設部要覧)。

2. 未整備都市公園について

未整備都市公園は、都市計画決定しているにもかかわらず長期未整備となっている都市公園であり、事業費の総額が大きいため事業に着手できないものや、用地買収が困難であったもの、公園整備の途上で未整備区域の優先度が下がり事業着手が遅れてしまったものなどがある。このような未整備都市公園は、周辺環境の変化に伴う事業費の増加や、周辺類似施設の整備に伴う整備の必要性の低下など、長期間未整備のままであったことにより、過去に計画した公園配置が社会情勢の変化や地域の実情になじまなくなっている可能性がある。また、公共用地の有効活用という観点からも、未整備都市公園の計画等の変更や見直しなど未整備状況の解消に向けた取り組みが急がれる。

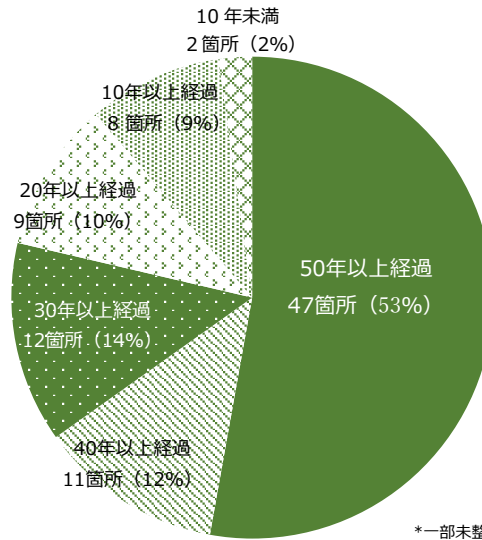
「都市計画運用指針（国土交通省）」（P12 参照）においても、都市計画決定されてから長期にわたり事業が行われていない公園を含む都市施設の計画の見直しについて、検討の必要性が示されている。

図表 7 未整備都市公園*の公園種別箇所数・面積（令和 4 年 12 月 1 日時点）



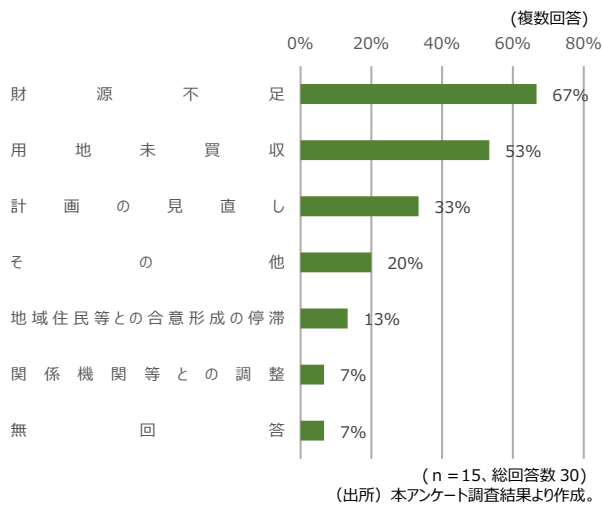
*一部未整備の都市公園を含む。
 (出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 8 未整備都市公園*の都市計画決定後経過年数（令和 4 年 12 月 1 日時点）

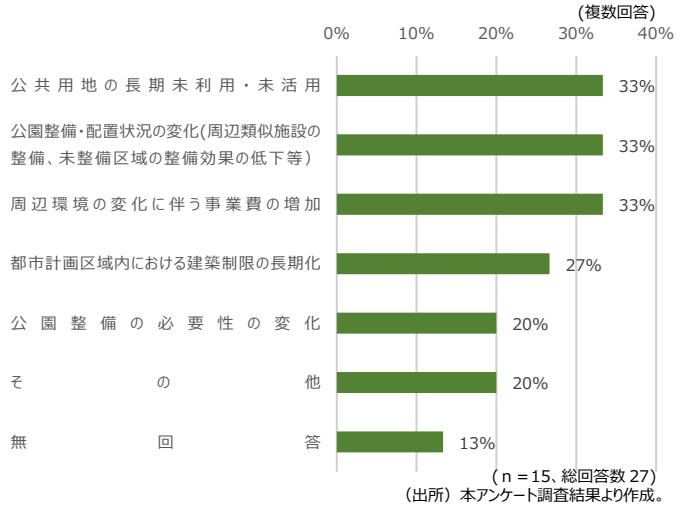


*一部未整備の都市公園を含む。
（出所）本アンケート調査結果より作成。

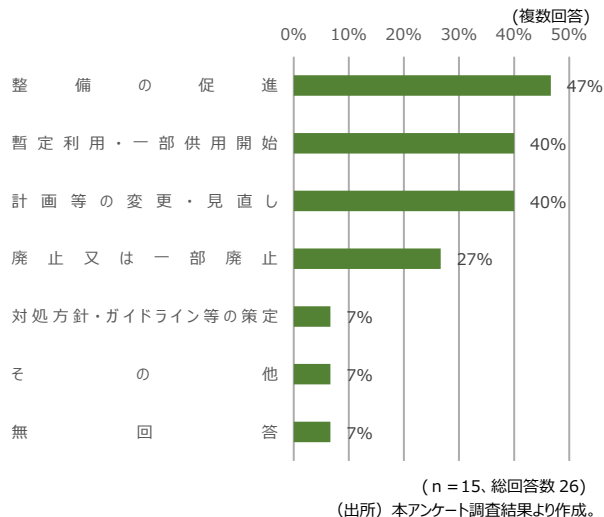
図表 9 未整備の主な理由



図表 10 未整備に伴う課題



図表 11 未整備公園解消に向けた取組



(参考)「都市計画運用指針(国土交通省)」

IV-2-2 I) 2. 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。

この場合、目指すべき都市像を実現するために都市計画決定された都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることから、変更は慎重に行われるべきものである。また、都市内においては個々の都市施設がそれぞれ個別に機能を果たすものではなく、各施設が相互に組み合わせられて総体として機能が発揮されるものであることから、見直しに当たっては、そのような総合性、一体性の観点から施設の配置、規模等についての検討を行うことが必要である。

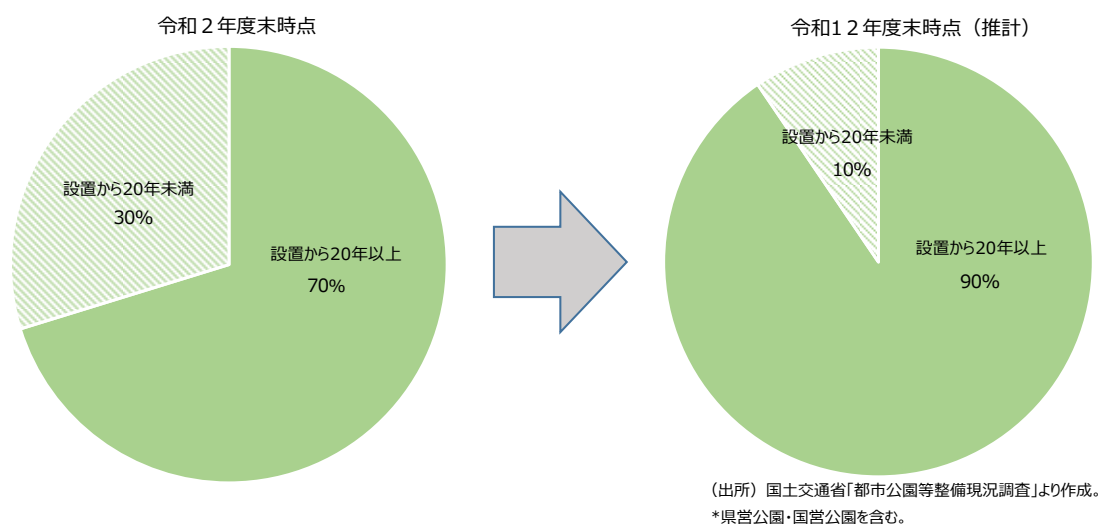
都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

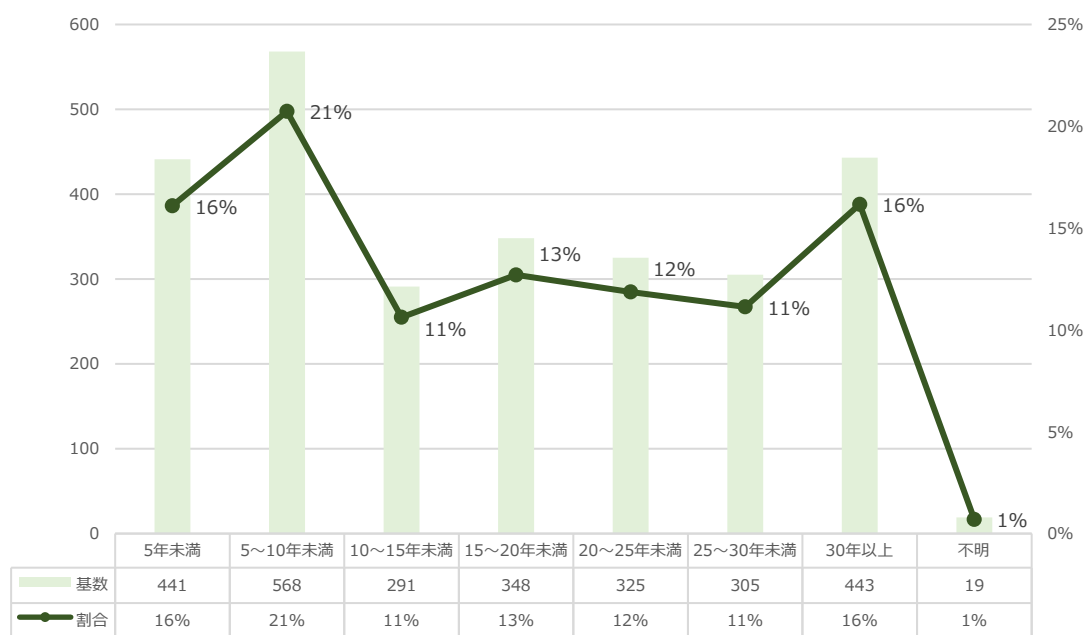
3. 県内都市公園の設置経過年数

県内では、昭和 47 年の本土復帰以降、集中的に整備された公共施設の老朽化が進み、今後、その多くが大規模改修や更新の時期を迎える。都市公園についても例外ではなく、供用中の都市公園のうち、設置から 20 年以上経過したものは令和 2 年度末時点で約 7 割、10 年後には約 9 割に達する見込みである。また、遊具については、設置から 20 年以上経過したものが約 4 割を占める。

図表 12 県内都市公園*の設置経過年数



図表 13 県内都市公園の遊具設置経過年数

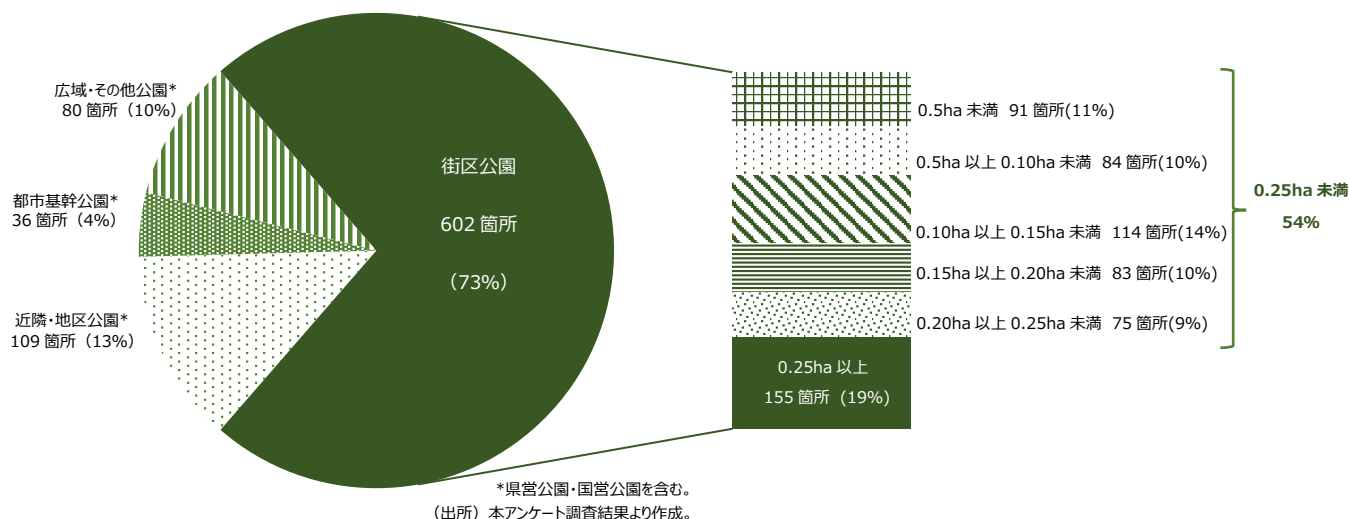


4. 小規模公園について

県内都市公園の約半数は、最も面積の小さな種別の都市公園である街区公園の標準面積に満たない0.25ha未満の小規模公園が占め、都市計画区域別にみると「那覇広域・南城」や「中部広域」区域に多い。

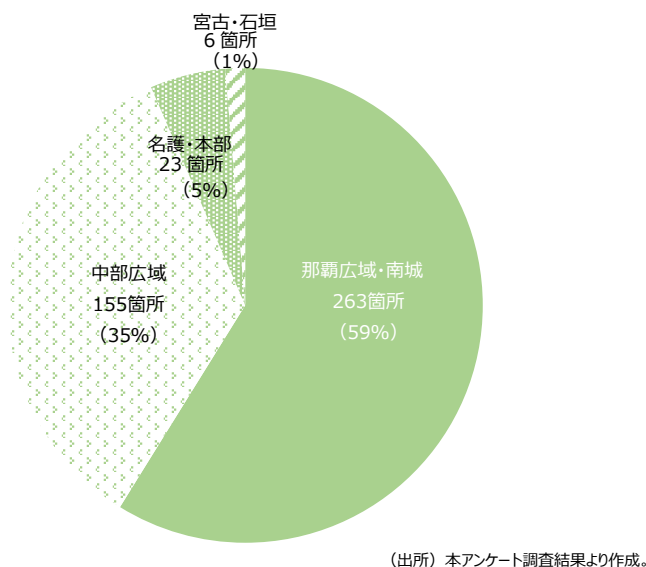
このような小規模公園の多くは、土地区画整理事業や開発行為によって設置され、身近な公園として地域コミュニティの活動の場や防災拠点として重要な役割を担う一方、①数多くの公園が地域に分散して配置されているに伴う維持管理コストの負担や、②施設・遊具の老朽化等への対応・安全性の確保、③防犯上の懸念、④近隣住民からの苦情といった課題を抱えており、今後、「都市公園を使いこなす」上では、これらの課題を踏まえた小規模公園の維持管理や活用における工夫が重要となる。

図表 14 0.25ha 未満の小規模公園箇所数（令和4年12月1日時点）

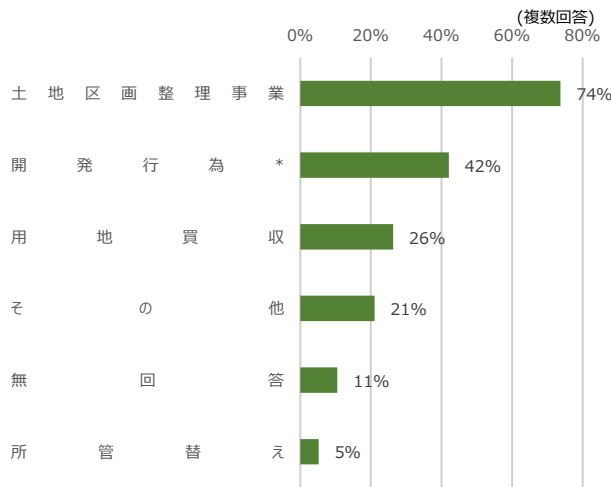


図表 15 0.25ha 未満の小規模公園箇所数（区域別）

(令和4年12月1日時点)



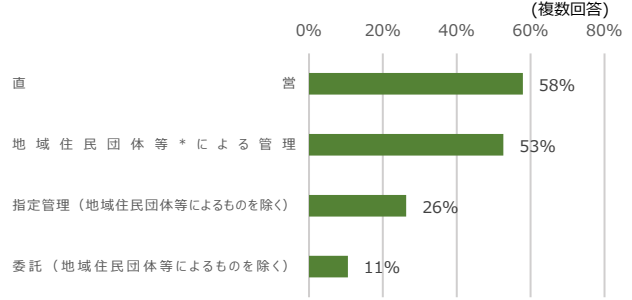
図表 16 小規模公園整備手法



(n = 19、総回答数 34)
(出所) 本アンケート調査結果より作成。

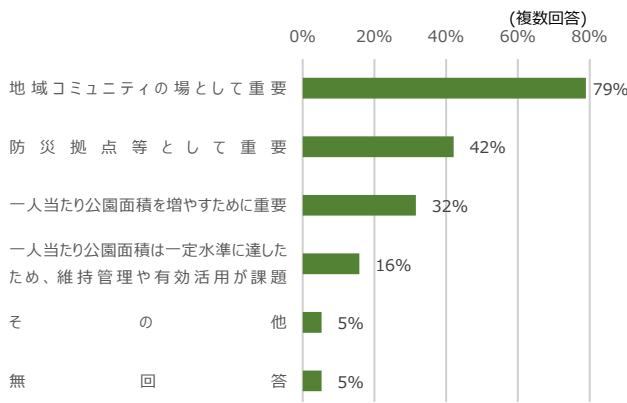
*都市計画法第 40 条 2 項、または各自治体の開発指導条例・要綱等に基づき帰属された開発公園。

図表 17 小規模公園の管理手法



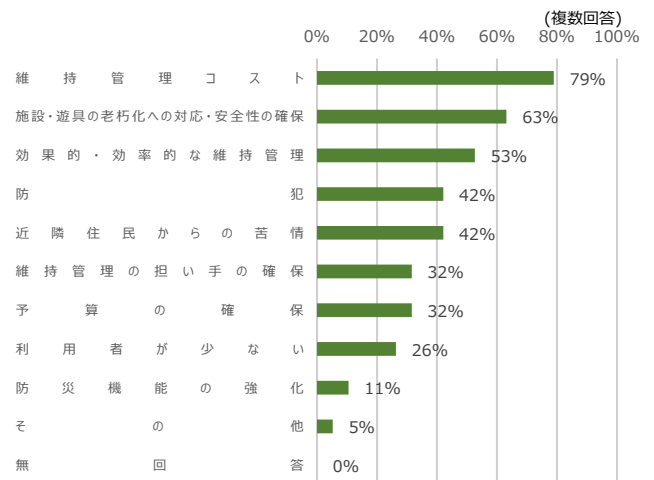
(n = 19、総回答数 28)
(出所) 本アンケート調査結果より作成。
*愛護会、自治会、その他ボランティア団体等。

図表 18 小規模公園の位置づけ



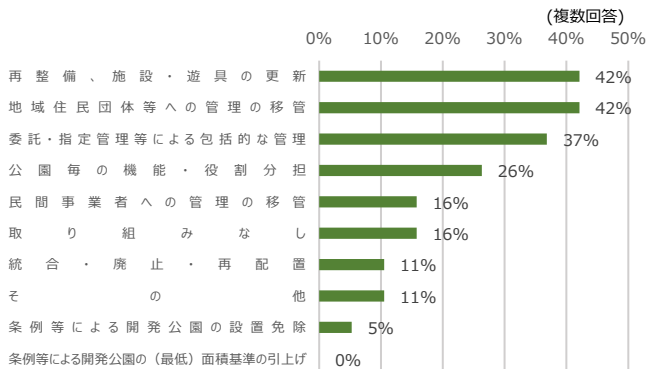
(n = 19、総回答数 34)
(出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 19 小規模公園の課題



(n = 19、総回答数 73)
(出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 20 小規模公園の課題解決に向けた取り組み



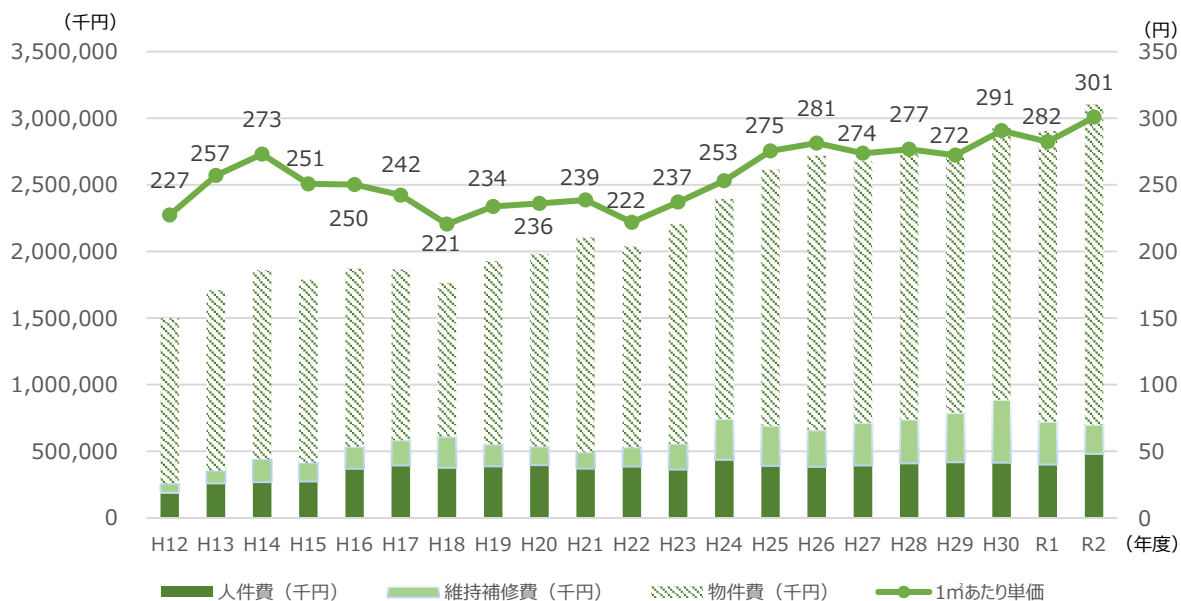
(n = 19、総回答数 39)
(出所) 本アンケート調査結果より作成。

第5章 管理運営の現況について

1. 都市公園費の推移

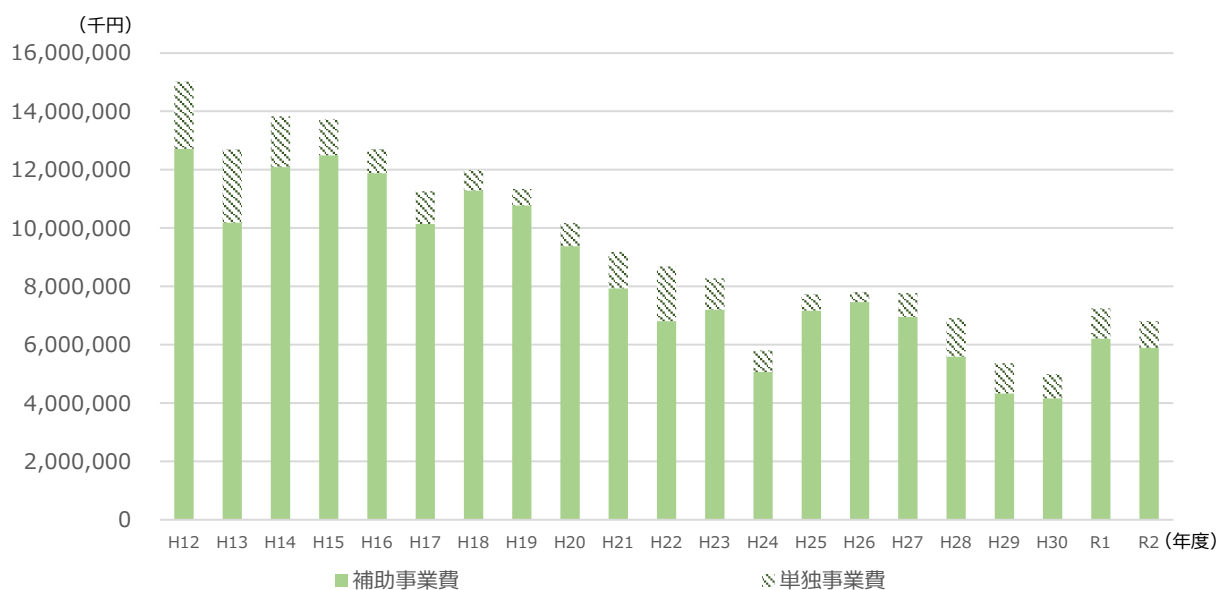
都市公園の増加に伴い、県内市町村の維持管理費（人件費・維持補修費・物件費）は増加傾向にある。その一方で、都市公園が一定程度整備されたことから、建設事業費は減少傾向にある。

図表 21 県内都市公園の維持管理費（県内市町村）の推移*



(出所) 総務省「地方財政状況調査個別データ」及び国土交通省「都市公園等整備現況調査」より作成。
*都市計画区域内において都市公園を有する県内 21 市町村について集計。

図表 22 県内都市公園の普通建設事業費（県内市町村）の推移*

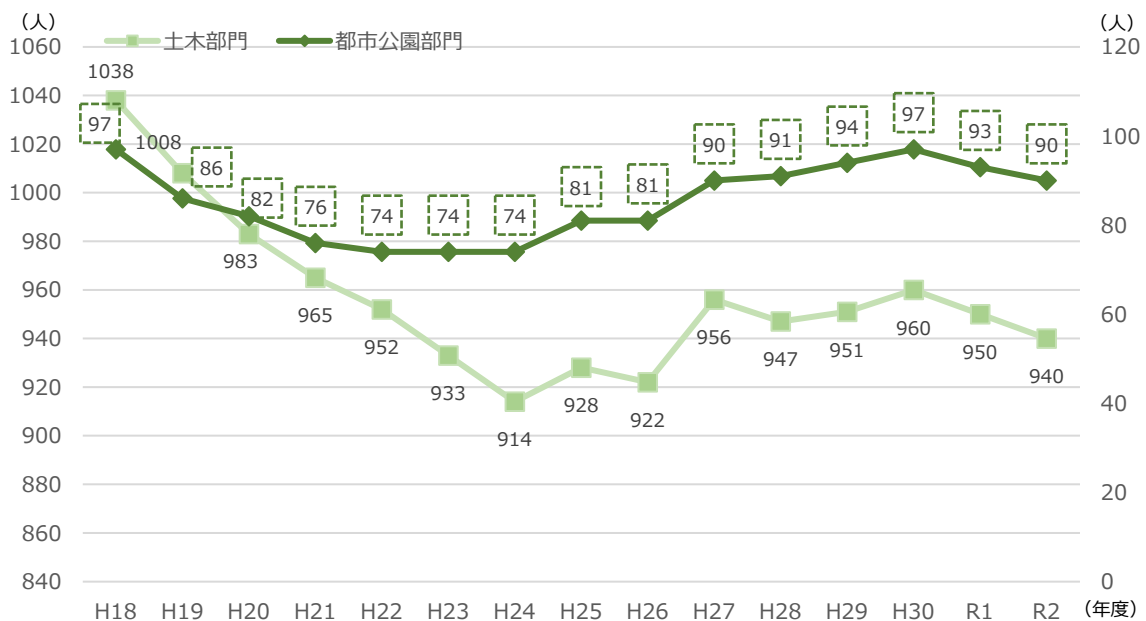


(出所) 総務省「地方財政状況調査個別データ」及び国土交通省「都市公園等整備現況調査」より作成。
*都市計画区域内において都市公園を有する県内 21 市町村について集計。

2. 県内市町村都市公園部門職員数の推移

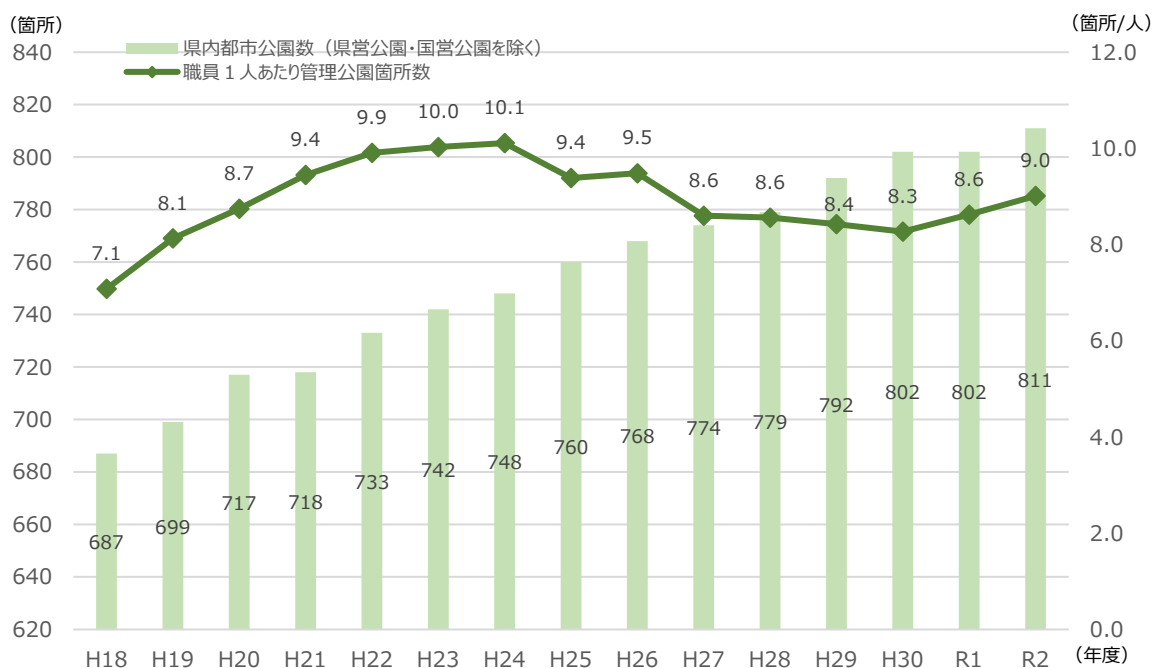
県内市町村の都市公園部門職員数については、平成 18 年度から減少傾向にあったものの、平成 25 年度から増加傾向に転じ、近年は 90 人台で推移している。県内市町村都市公園部門職員 1 人あたり管理公園箇所数は、都市公園数の増加に伴い、近年は徐々に増加の傾向にある。

図表 23 県内市町村土木部門職員数の推移



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成。
*都市計画区域内において都市公園を有する県内 21 市町村について集計。

図表 24 県内市町村都市公園部門職員 1 人あたり管理公園箇所数*



*都市計画区域内において都市公園を有する県内 21 市町村について集計。
(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」及び国土交通省「都市公園等整備現況調査」より作成。

3. 維持管理手法等について

(1) 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治改正により創設された制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項。）であり、都市公園を含む公の施設の管理について、民間事業者等の能力を活用しつつ住民サービスの質の向上を図り、行政経費の節減を図ることを目的としている。同制度は、通常の業務委託契約によって外部に委ねることができる維持管理業務や清掃等の事実上の業務だけでなく、行政処分にあたる施設の利用許可などの権限を含めた管理業務全般を委ねることができ、柔軟な運用によって、多様な主体（市民・民間事業者等）の参画を促しつつ、利用者向けサービスの質を向上させることが期待される。県内市町村における導入状況については以下の特徴がみられた。

- ・ 県内においては、14 市町村、県内都市公園の約 3 割（259 箇所）で導入されており、都市基幹公園（総合・運動公園）での導入率が高い。また、住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）においては、複数公園を一括して指定する形での導入が約 9 割を占める。（図表 25・26）
- ・ 指定管理者の属性は、「民間企業」が最も多く、異なる業種の民間企業や NPO 法人によって構成される共同企業体が指定管理者となる事例も多くみられる。（図表 25）
- ・ 指定管理業務の主な内容は、「公園施設及び付属設備の維持管理・修繕」、「利用料金の收受」、「行為許可・利用許可」、「公園施設の利用の禁止又は制限」などとなっている。（図表 27）
- ・ 指定期間については、「3 年以上 5 年未満」が最も多く、次いで「5 年以上 8 年未満」が多い。（図表 29）
- ・ 指定管理者の選定手続きについては、「全て公募」が約 6 割を占める。（図表 30）
- ・ 公園施設の修繕については、経年劣化に応じて発生するもののほか、指定期間中に突発的に発生する場合があります。県内市町村においては、約 8 割が「一定額以下の修繕は指定管理者が行う」と定めている。（図表 31）
- ・ 都市公園内で発生する料金収入については、指定管理者の収入としていることが多い。入園料・駐車場・運動施設等の使用料収入については約 8 割、レストラン、売店、イベント等収入については約 6 割の県内市町村において、指定管理者の収入としている。（図表 32・33・34）
- ・ 指定管理者における自主事業の実施は、約 9 割の県内市町村で認められており、「音楽イベント」、「キッチンカー事業」、「売店・飲食店事業」、「スポーツ教室・スポーツ大会」など様々な取組が実施されている。（図表 35・36）
- ・ 指定管理者制度導入の効果は、「業務負担の軽減」や「業務コストの改善」の面で評価が高い。（図表 37）

図表 25 指定管理者制度の導入状況（その1）

（令和4年12月1日時点）

公園種類	公園種別	都市公園		指定管理公園			指定管理者属性別管理公園内訳（箇所数）				
		（箇所数）*	（箇所数）*	（指定管理公園/ 都市公園）	民間企業**	第3セクター	公益法人	NPO法人	地域住民団体等	その他	
住区基幹公園	街区公園	602	190	32%	129	0	25	0	3	33	
	近隣公園	85	22	26%	17	0	4	0	0	1	
	地区公園	23	7	30%	7	0	0	0	0	0	
都市基幹公園	総合公園	24	11	46%	7	0	1	1	1	1	
	運動公園	10	6	60%	6	0	0	0	0	0	
その他	その他	74	23	31%	13	0	3	0	1	6	
計		818	259	32%	179	0	33	1	5	41	

*県営公園・国営公園を除く。

**民間企業を主な構成員とする共同企業体を含む。
（出所）本アンケート調査結果より作成。

図表 26 指定管理者制度の導入状況（その2）

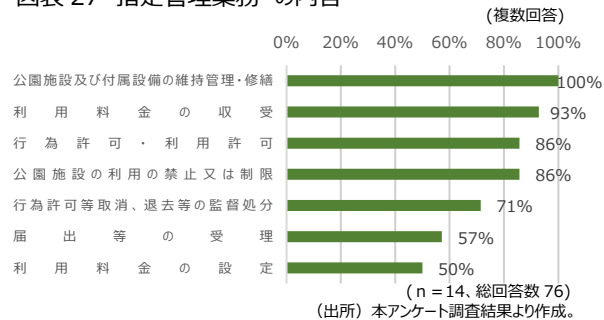
（令和4年12月1日時点）

	市町村数	都市公園 （箇所数）*
指定管理者制度導入	14	259
住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）	12	219
うち複数公園を一括して指定	7	214
都市基幹公園（総合・運動公園）	10	17
うち複数公園を一括して指定	6	9

*県営公園・国営公園を除く。

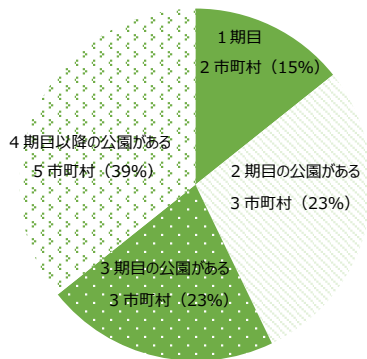
（出所）本アンケート調査結果より作成。

図表 27 指定管理業務*の内容

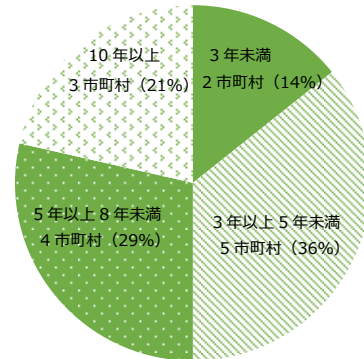


*指定管理者制度は、通常の業務委託契約によって外部に委ねることができる維持管理業務や清掃等の事実上の業務だけでなく、行政処分にあたる施設の利用許可等の権限を含めた管理業務全般を委ねることができる。

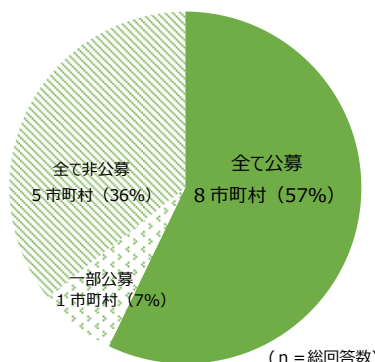
図表 28 指定管理者制度の導入経過



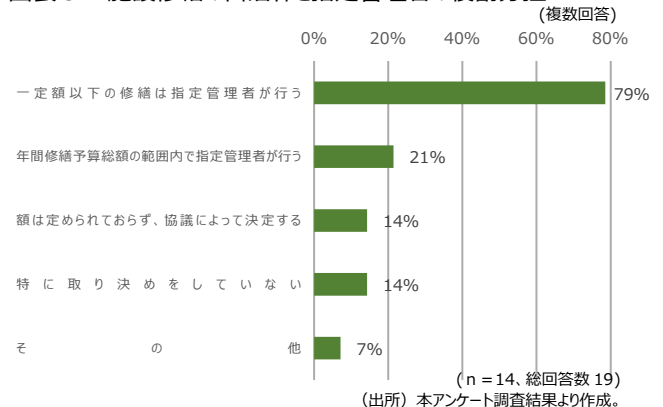
図表 29 指定管理期間



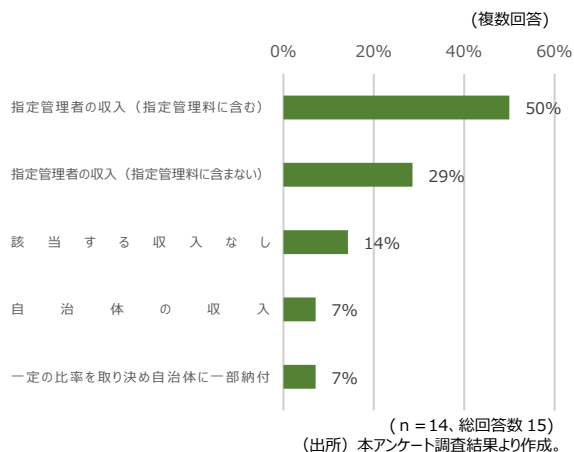
図表 30 指定管理者の選定手続き



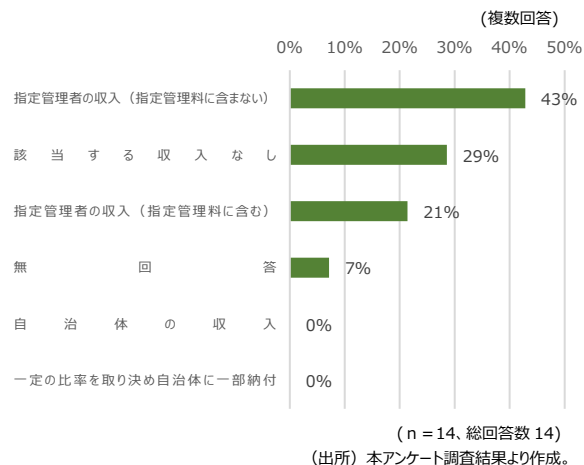
図表 31 施設修繕の自治体と指定管理者の役割分担



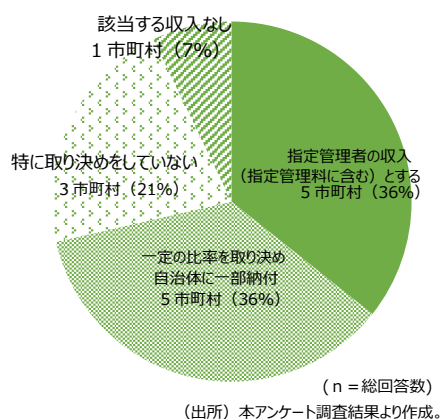
図表 32 入園料・駐車場・運動施設等使用料収入の取り扱い



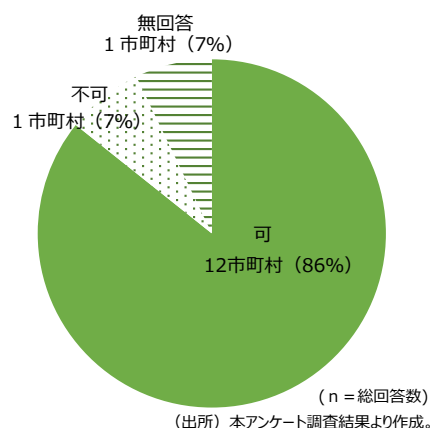
図表 33 レストラン・売店・イベント等収入の取り扱い



図表 34 当初収支計画以上の利益ができた場合



図表 35 自主事業実施の可否

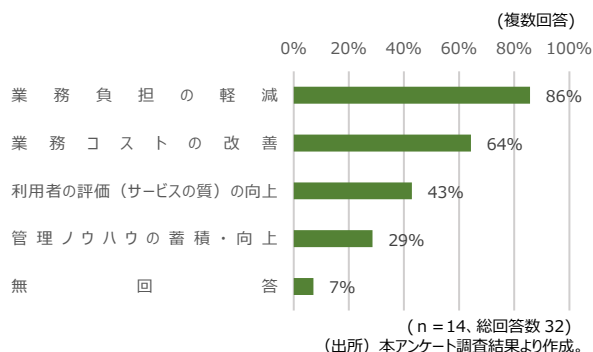


図表 36 自主事業の実施状況(令和 4 年度)

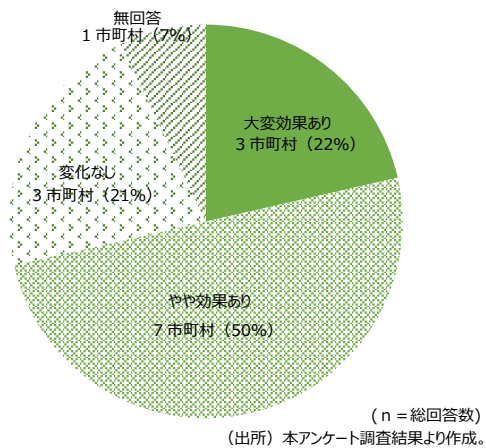
	市町村数
指定管理者制度導入	14
民間企業を指定管理者に指定	11
自主事業の実施	10
実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽イベント ・キッチンカー事業 ・売店・飲食店事業 ・自動販売機の設置 ・スポーツ教室・スポーツ大会 ・用具等レンタル事業 ・植栽教室・植物観察会

(出所) 本アンケート調査結果より作成。

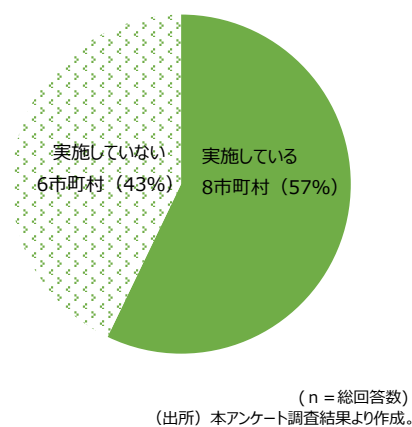
図表 37 指定管理者制度導入の効果



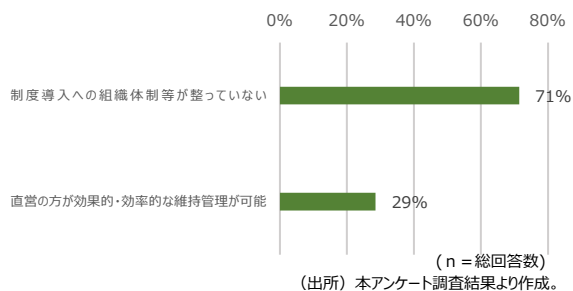
図表 38 指定管理者制度導入に関する総合的な評価



図表 39 モニタリングの実施



図表 40 指定管理者制度を導入していない理由



(2) 業務委託について

業務委託は、県内 12 市町村、県内都市公園の約 5 割（431 箇所）で実施されており、住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）での実施率が高い。また、業務受託者の属性は、シルバー人材センターなどの「公益法人」が最も多く、業務内容は、「除草・草刈り」「清掃」「剪定・刈込」などが主な内容となっている。

図表 41 業務委託の状況（その 1）

（令和 4 年 12 月 1 日時点）

公園種類	公園種別	都市公園	業務委託公園	業務受託者属性別管理公園内訳（箇所数）						
		（箇所数）*	（箇所数）*	（業務委託公園/ 都市公園）	民間企業	第 3 セクター	公益法人	NPO 法人	地域住民団体等	その他
住区基幹公園	街区公園	602	320	53%	38	4	170	10	94	4
	近隣公園	85	57	67%	4	1	37	0	14	1
	地区公園	23	12	52%	5	1	3	0	3	0
都市基幹公園	総合公園	24	11	46%	1	1	7	0	1	1
	運動公園	10	2	20%	0	1	1	0	0	0
その他	その他	74	29	39%	1	3	17	0	8	0
計		818	431	53%	49	11	235	10	120	6

*県営公園・国営公園を除く。

（出所）本アンケート調査結果より作成。

図表 42 業務委託の状況（その 2）

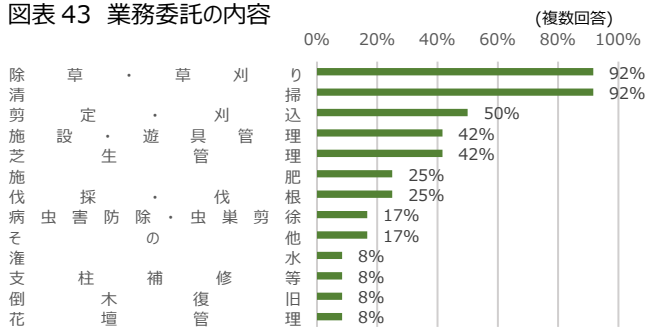
（令和 4 年 12 月 1 日時点）

	市町村数	都市公園 （箇所数）*
業務委託	12	431
住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）	11	389
うち複数公園を一括して委託	5	242
都市基幹公園（総合・運動公園）	6	13
うち複数公園を一括して委託	3	10

*県営公園・国営公園を除く。

（出所）本アンケート調査結果より作成。

図表 43 業務委託の内容



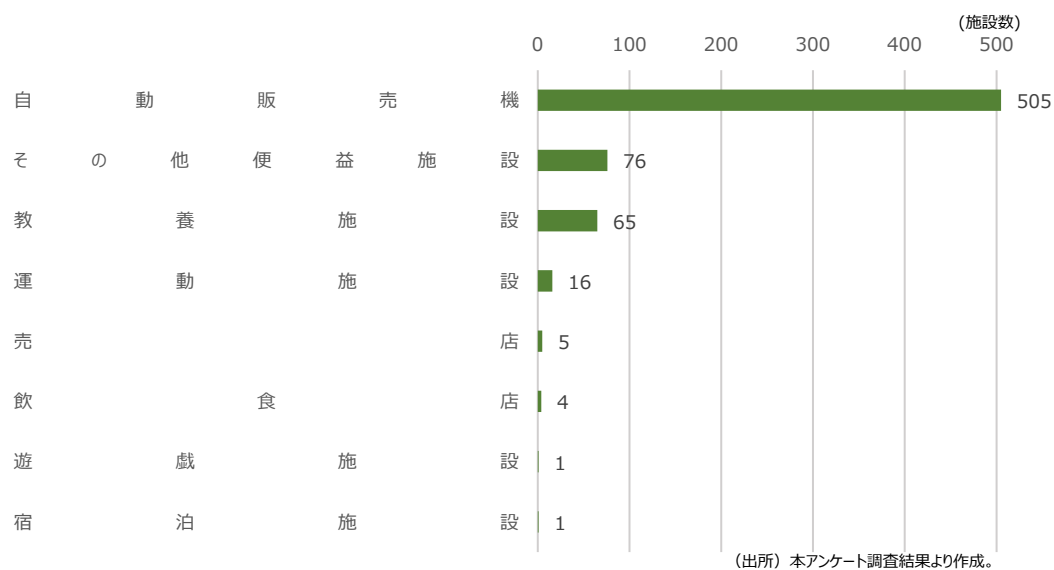
（n = 12、総回答数 52）

（出所）本アンケート調査結果より作成。

(3) 設置管理許可制度について

設置管理許可制度は、都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度であり、「公園管理者が設置管理することが不適當又は困難な場合」のほか、「公園の機能の増進に資する場合」に公園管理者以外の施設の設置管理が認められる。県内市町村においては、「自動販売機」の設置事例が最も多く、「売店」や「飲食店」の設置事例は少数にとどまる。

図表 44 設置管理許可制度の活用状況



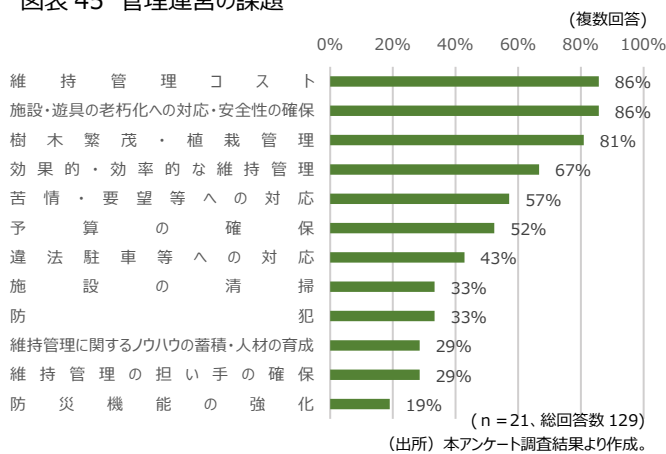
(4) 管理運営の課題等について

管理運営の課題については、「維持管理コスト」や「施設・遊具の老朽化への対応・安全性の確保」をはじめ、「樹木繁茂・植栽管理」、「効果的・効率的な維持管理」、「苦情・要望等への対応」、「違法駐車等への対応」などの様々な課題への対応が求められている状況が明らかとなった。

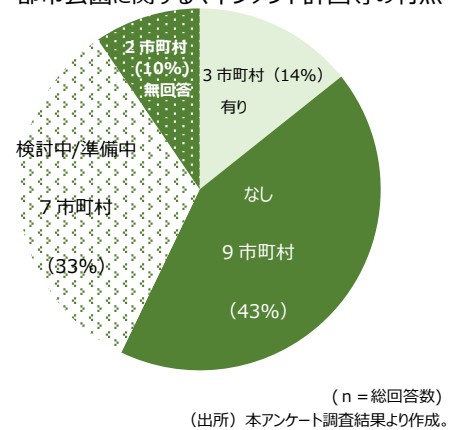
財政的な制約や職員数の不足が懸念されるなかで、今後、このような課題へ対応しつつ、地域のために都市公園の多機能性を発揮するには、都市公園毎の特性に応じたメリハリのある管理運営を地域の特性に応じて計画的に行う必要があるが、都市公園に関するマネジメント計画等を策定しているのは、県内3市町村にとどまる。そのため、今後は、都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進が期待される。

また、県内市町村において、特に力を入れている取り組み・テーマについては、「地域活性化・まちの賑わい創出」や「環境保全」、「安全確保」、「長寿命化」などが多くみられた。

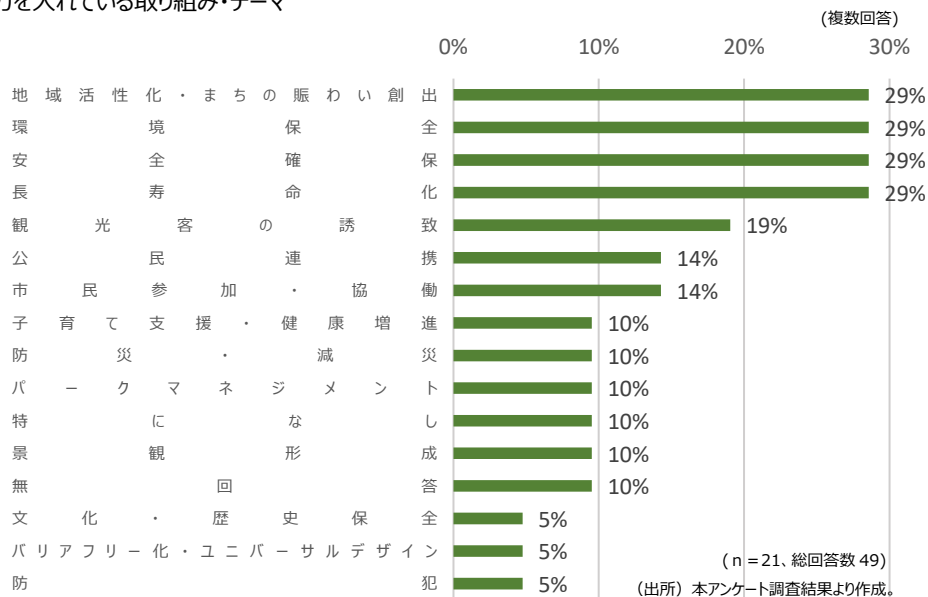
図表 45 管理運営の課題



図表 46 都市公園に関するマネジメント計画等の有無



図表 47 特に力を入れている取り組み・テーマ



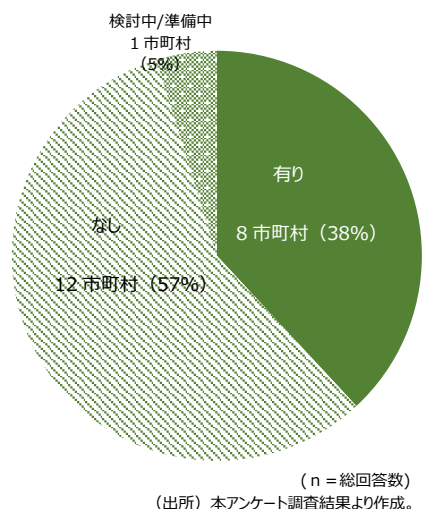
第6章 多様な主体（市民・民間事業者等）との連携

都市公園は、個々の都市公園の特性等に応じた多様な主体（市民・民間事業者等）が運営に携わり、都市公園の利活用を連携して推進することで、地域のニーズに対応しつつ、その多機能性を発揮することが期待される。県内都市公園においても、愛護会等の公園ボランティアや自治会など地域住民を主体とした組織の参画、公民連携手法を活用した都市公園の管理運営の取り組みが進められている。

1. 公園ボランティア制度について

ボランティア団体による公園での清掃活動等を支援する公園ボランティア制度については、県内8市町村で導入されており、189箇所の都市公園で258団体が活動していることが確認される一方で、高齢化や担い手不足等の課題もあがった。ボランティア団体への活動支援の内容については、「活動支援金の支給」や「用具・消耗品の提供」、「ゴミの回収・収集」などが多くみられた。

図表 48 ボランティア制度の導入状況

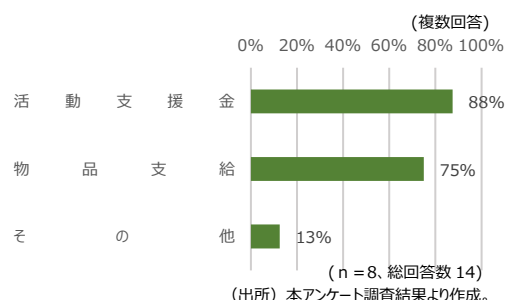


図表 49 活動都市公園数及びボランティア団体数

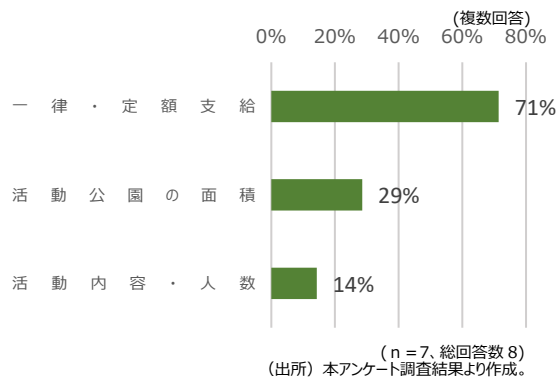
活動都市公園 (箇所数)	活動団体数
189	258

(出所) 本アンケート調査結果より作成。

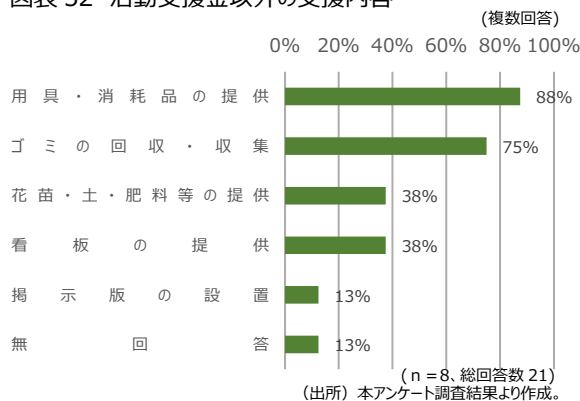
図表 50 ボランティア団体への活動支援



図表 51 活動支援金の算出方法



図表 52 活動支援金以外の支援内容



2. 地域住民団体等による管理

「地域住民団体等への業務の委託」や「地域住民団体等の指定管理者への指定」は、地域に身近な街区公園を中心にみられる一方で、高齢化や担い手不足等の課題もあがった。

図表 53 地域住民団体等による管理

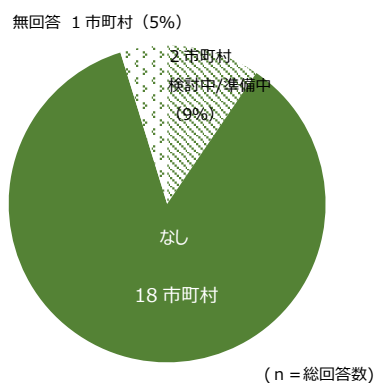
	市町村数	都市公園 (箇所数)
地域住民団体等を指定管理者に指定	4	5
地域住民団体等へ業務を委託	4	120

(出所) 本アンケート調査結果より作成。

3. 公民連携手法の活用について

都市公園の整備、管理運営に活用できる公民連携手法（P4「4. 都市公園における公民連携手法」参照）は多様であり、県内都市公園においては、設置管理許可制度や指定管理者制度を中心に活用が進みつつある。また、平成 29 年の都市公園法改正により創設された公募設置管理許可制度（Park-PFI）についても、沖縄市コザ運動公園における同制度を活用した宿泊施設等の整備をはじめ、同制度導入に向けたサウンディング等の取り組みも活発化している。また、都市公園の利便の向上を図るために様々な関係者により必要な協議を行う「公園協議会制度」については、県内 2 市で活用の検討がみられた。

図表 54 公園協議会制度の活用



(出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 56 公民連携手法の活用状況

	市町村数
設置管理許可制度	17
指定管理者制度	14
業務委託	12
Park-PFI (公募設置管理制度)	1

(出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 55 民間活力の導入状況

	市町村数
イベント開催	8
ネーミングライツ	5
ボランティア活動 (アドプト活動)	3
その他	1
公園資材等の寄付	1
キッチンカーの誘導	1
CSR活動(民間企業等による社会貢献活動)	1

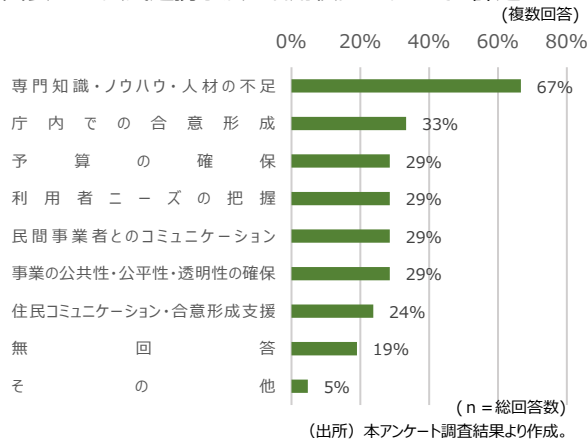
(出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 57 公民連携手法活用に向けた検討状況

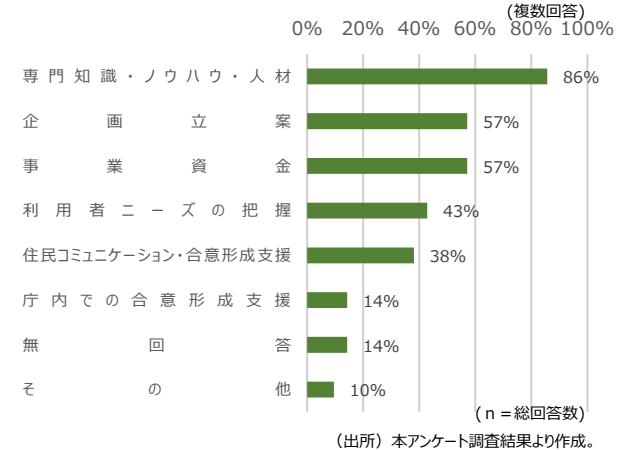
	市町村数
庁内での検討・調整	15
関係者ヒアリング・情報収集	9
サウンディングの実施	8
トライアルサウンディングの実施	2
公園活用アイデアの公募	2

(出所) 本アンケート調査結果より作成。

図表 58 公民連携手法の活用検討にあたっての課題



図表 59 公民連携手法活用にあたり民間事業者に期待する事項



図表 60 県内市町村における公募設置管理制度（Park-PFI）等に関する動向

	概要
那覇市	・新都心公園及び周辺13公園の官民連携事業に向けたサウンディング型市場調査の実施（令和4年度） ・漫湖公園および新都心公園への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施（令和3年度）
石垣市	・旧石垣空港跡地防災公園予定地における公募設置管理制度（Park-PFI）活用の検討
浦添市	・経塚公園の公募設置管理制度（Park-PFI）の再公募（令和4年度）
名護市	・21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業業務 トライアル・サウンディング等の実施（令和4年度）
糸満市	・南浜公園スポーツ施設設置事業（Park-PFI）の公募（令和4年度）
沖縄市	・コザ運動公園サッカー場跡地において、公募設置管理制度(Park-PFI) を活用した宿泊施設等の整備
豊見城市	・長嶺城址総合公園、豊見城城址跡地への民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施（令和元年度）
宮古島市	・伊良部牧山公園活用に関するサウンディング型市場調査の実施（令和4年度）
与那原町	・与那原町マリンタウン地区公有地（与那古浜公園を含む。）の利活用に関するサウンディング型市場調査

(出所) 各市町村 HP 掲載資料より作成。

第7章 県内都市公園の課題

本調査の結果、県内都市公園の整備は一人あたりの面積が全国平均を若干上回る程度の水準にまで達した一方で、整備期間の長期化や管理運営面で様々な課題を抱えていることが明らかとなった。今後、地方公共団体の財政制約等が懸念されるなかで、これらの課題に対応しつつ、これまで行政主体で行われてきた公園の管理運営に、多様な主体（市民・民間事業者等）の参画を促すことにより公園活用の幅を広げていくことが期待される。

- 県内都市公園の整備量は一定の蓄積が進んだものの、地域によって整備水準にバラつきがあることから、計画的・継続的な整備が求められる。また、財政的な制約や職員数の不足が懸念されるなかで、適切な維持管理水準を確保し、利用者ニーズを踏まえつつ、計画的な改修・更新を行う必要がある。
- 都市計画決定後、長期間未整備の公園については、周辺環境の変化に伴う事業費の増加や、過去に計画した公園配置が社会情勢の変化や地域の実情になじまなくなっている可能性が懸念されるため、公共用地の有効活用の観点から、計画等の変更や見直しを検討する必要がある。
- 県内の都市公園においては、0.25ha 未満の小規模公園が半数程度を占めることから、多様な主体（市民・民間事業者等）と連携しつつ、「包括的な管理手法の導入」や「地域内の公園の役割・機能の分担」などによる維持管理コストの縮減や利用の促進を図る必要がある。
- 県内都市公園における公民連携手法の活用は、指定管理者制度を中心に進みつつあり、同制度を柔軟に運用することで、多様な主体（市民・民間事業者等）の参画促進を図り、利用者向けサービスの質を向上させることが期待される。
- 公民連携手法の活用にあたっては、立地条件等から収益性が見込めない小規模公園と集客が見込める比較的規模の大きな公園における公募設置管理制度（Park-PFI）等の導入を組み合わせ全体としての収入を公園の管理運営に活用するなど、都市公園の規模や特性に応じた自律的運営の検討が求められる。
- 都市公園を柔軟に使いこなすことが重要となるなかで、公園利用につながる環境の整備や多様な主体（市民・民間事業者等）による公園活用事業の展開、利用者ニーズを踏まえた情報発信等により市民等が公園に関わるきっかけを増やしていく仕組みづくりが求められる。

いまの時代に合わせた公園活用の提案

琉球大学 瀬口ゼミナール

4年次 當山 香鈴 与座 由登 金城 大

3年次 喜納 一媛 佐久本 晟至 西本 義朗 西銘 藍果

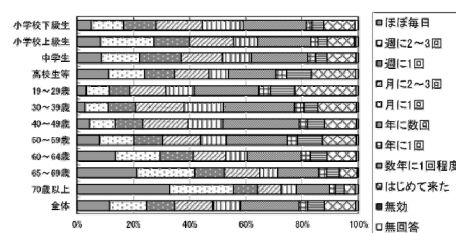
今後の公園づくりとして

- 多様な主体による公園活用事業の展開
- 利用者ニーズを踏まえた情報発信
- 市民が公園に関わるきっかけを増やす



**いまの時代に合わせた
公園づくりが求められる！**

図1 公園利用者の年齢層と来園頻度



(出所) 国土交通省都市局公園緑地・景觀課
「令和3年度都市公園利用実態調査報告書(抄)」
より抜粋。

I. 公園関連の情報発信

公園離れが進む若者の目にも留まりやすいInstagramを活用する。

II. ニーズ調査の実施

利用者のニーズと管理者の運営法を照らし合わせた公園づくりを実現するために、利用者の声をアンケートで知る。

I.公園関連の情報発信

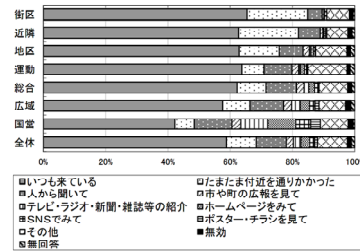
課題：公園の情報や魅力を知る機会が少ない。

解決策：公園離れが進む若者の目にも留まりやすい Instagram を活用する。

載せる情報

基本情報、スポット情報、
トイレ・ベンチ・駐車可能台数
規制内容、周辺のMAP

図2 公園を知ったきっかけ



(出所) 国土交通省都市局公園緑地・景観課
「令和3年度都市公園利用実態調査報告書(抄)」
より抜粋。

自治体のアカウントで発信



アカウントを広める力が弱い

広め方

アカウントのQRコードを地域のお店におく

↓
お店の商品を購入

↓
公園の風景+購入した商品の写真を投稿してもらう

↓
次回来店時に投稿を提示することにより、お店での
特典や割引を受ける

2

- ▶若者や子供を持つ親世代が多く利用する傾向があること、かつ、写真を載せることで情報を可視化しやすいといった理由から Instagram を活用する。
- ▶自治体のアカウント自体が広まっていないため、地域を巻き込み、また賑わいのある公園づくりにも発展するような形のアカウントの広め方について提案する。

II.ニーズ調査の実施

課題：自治体が公園利用者のニーズを知る機会が少ない。

解決策：公園利用者に向けてアンケート調査を実施。

調査方法

- ①地域の学校でアンケート調査票を配布して回答してもらう。
- ②Googleフォームを用いてアンケート調査票を作成する。

アンケート内容の詳細

- 回答者の性別・年齢
- 利用目的
- 公園の課題
- 来園頻度
- 公園を知ったきっかけ
- 満足度
- 公園に欲しいもの

回答しやすいように、なるべく簡潔に、選択式や五段階評価で構成する！

- ▶公園を利用する子供と、その親世代の意見を聞きやすいといった理由から地域の学校でアンケート調査を実施する。
- ▶費用がかからない、誰でも簡単に作成・利用ができるといった理由から自治体には Google フォームを用いたアンケート調査票の作成を提案。

3

結びに

住空間の一部として様々な役割を担う都市公園の整備が、沖縄県内においても他地域と同等の水準まで進んだ一方で、設置後一定期間が経過し、老朽化する都市公園が増え始めるなど、県内都市公園を今後、「どのように維持管理し、その経費分の財源を捻出し、更なる有効活用を図っていくか」といった観点から多くの課題が明らかになった。

近年、県内都市公園でも、指定管理者制度や設置管理許可制度などを活用した公民連携による維持管理が進み、Park-PFI（Private Finance Initiative）の導入事例も出始めている。しかし、財政制約が強まるなか、行政が業務負担やコストの縮減を主眼に置きがちで、公民連携の諸制度が持つ可能性を生かし切れていない現状がある。民間事業者が公園内で収益事業を行うことも可能で、創意工夫の余地が大きくなっており、民間ノウハウを最大限に活かし、都市公園の最有効利用を図る（更なる公園サービスの質向上や幅広い世代・主体にとって魅力的な公園とし、地域住民を中心に満足度の高い公園を作るなどの）ための方策を検討する必要がある。また、指定管理者制度などの入札に参加する民間事業者が少ないといった課題も一方であり、公民連携の恩恵を最大限に享受するためには、入札参加者を増やす工夫も合わせて求められるだろう。

設置数が多く点在して立地し、住空間に近接する比較的小規模な公園についても、その維持管理の経費や方法、老朽化対策など多くの課題があることが分かった。身近な公園の課題を周辺の住民や事業者と共有し、地域の様々な主体を公園の運営に巻き込む仕掛けづくりや、公園の機能分担といったマネジメントの仕組みづくりが行政には求められる。

また、必ずしも小規模公園に限らないが、県内市町村の行政区域は全国的に見て面積が狭く、公園の整備、維持管理、活用が効果的かつ効率的に行われにくい可能性がある。公園の分野においても、自治体間の広域連携の可能性や効果を検討すべきである。

公園の設置を計画するものの、長期間にわたって未整備の都市公園が存在することも明らかになった。社会情勢の変化や都市開発の進展を通じて、周辺を取り巻く環境が刻々と変化するなか、公共用地として土地の用途を長年制限することは、土地の最有効利用を阻む要因となり得る。

さらに、県内都市公園の利用状況が詳細に把握されていない現状もあることから、今後の都市公園の更なる有効活用には、利用の実態把握も重要である。

以上のように、これまであまり調査研究されてこなかった県内都市公園に焦点をあて、県内都市公園を巡る実態や課題が明らかになったことは本調査・研究の大きな成果である。本調査結果が、行政、地域の住民や事業者など様々な主体に活用され、都市公園においても「最少の経費で最大の効果」が実現するとともに、最有効利用を通じて、地域に更なる活気が創り出されることを期待したい。

最後に、今回の調査は、一昨年度、昨年度に続いて琉球大学と沖縄振興開発金融公庫との「学」「金」連携事業として、沖縄振興開発金融公庫調査部、琉球大学研究者のみならず、琉球大学学生の協力を得て調査を実施した点でも大きな意義がある。同調査は定期的実施する予定であり、引き続き、自治体経営の支援に努めたい。

国立大学法人琉球大学

国際地域創造学部 教授 瀬口 浩一

資料編（アンケート調査様式）

No.1 都市公園の整備現況について

(1)都市公園の整備現況についてお答えください。

2022/12/1時点

公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考
住区基幹公園 街区公園 近隣公園 地区公園			
都市基幹公園 総合公園 運動公園			
大規模公園 広域公園 レクリエーション都市			
特殊公園 風致公園 動植物公園 歴史公園 墓園			
緩衝緑地等 緩衝緑地 都市緑地 都市林 広場公園 緑道			
合計			

注1) 面積は小数点以下第3位を四捨五入。国営・県営公園は除く。

注2) 「令和2年度都市公園等整備現況調査結果」（国土交通省）に基づき記載しております。2022/12/1時点の状況に応じてご更新ください。

No.2 都市公園付随運動施設の現況について

(1)都市公園付随運動施設の現況についてお答えください。

2022/12/1時点

No.	立地公園名	公園種別	開設面積 (㎡)	開設年	陸上競技場公認 (箇所)	陸上競技場未公認 (箇所)	野球場(箇所)	球技場(箇所)	テニスコート面	体育館(棟)	プール (水槽数)	フットサル、バスケットボールコート(箇所)	管理方法
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													

注1) 開設面積は小数点以下第1位を四捨五入。国営・県営公園は除く。

注2) 「令和2年度都市公園等整備現況調査結果」（国土交通省）に基づき記載しております。2022/12/1時点の状況に応じてご更新ください。

注3) 行が不足する場合は追加してください。

(2) 都市公園付随運動施設に関する課題があればお答えください。（自由記述）

No.3 未整備都市公園（都市計画決定後未整備の都市公園）の現況等について

2022/12/1時点

(1)未整備都市公園の現況についてお答えください。

No.	種別	公園名	都決年月日		計画区域面積	
			当初	最終	計画面積 (ha)	開設面積(ha)

注) 面積は小数点以下第3位を四捨五入。

(2)未整備の主な理由について該当するものを全てお答えください。

- 用地未買収
- 財源不足
- 計画の見直し
- 関係機関等との調整
- 地域住民等との合意形成の停滞
- 技術的制約
- その他

(3)未整備に伴う課題について該当するものを全てお答えください。

- 公園整備の必要性の変化
- 公園整備・配置状況の変化(周辺類似施設の整備、未整備区域の整備効果の低下等)
- 周辺環境の変化に伴う事業費の増加
- 都市計画区域内における建築制限の長期化
- 公共用地の長期未利用・未活用
- その他

(4)未整備都市公園解消に向けた取り組みについて該当するものを全てお答えください。

- 廃止又は一部廃止
- 計画等の変更・見直し
- 整備の促進
- 暫定利用・一部供用開始
- 対処方針・ガイドライン等の策定
- その他

No.4 小規模都市公園（0.25ha未満）の現況について

2022/12/1時点

(1)小規模都市公園の現況についてお答えください。

規模	箇所数	面積 (ha)	備考
0.05ha未満			
0.05ha以上0.10ha未満			
0.10ha以上0.15ha未満			
0.15ha以上0.20ha未満			
0.20ha以上0.25ha未満			
合計			

注) 面積は小数点以下第3位を四捨五入。

(2)小規模都市公園の整備手法について該当するものを全てお答えください。

- 開発行為（都市計画法第40条2項、または貴自治体の開発指導条例・要綱等に基づき帰属された開発公園）
- 土地区画整理事業
- 用地買収
- 所管替え
- その他

(3)小規模都市公園の管理手法について該当するものを全てお答えください。

- 直営
- 指定管理（地域住民団体等によるものを除く）
- 委託（地域住民団体等によるものを除く）
- 地域住民団体等（愛護会、自治会、その他ボランティア団体等）による管理（指定管理・委託の場合を含む）
- その他

(4)小規模都市公園に関する現状について該当するものを全てお答えください。

- 一人当たり公園面積を増やすために重要
- 防災拠点等として重要
- 地域コミュニティの場として重要
- 一人当たり公園面積は一定水準に達したため、維持管理や有効活用が課題
- その他

(5)小規模都市公園に関する課題について該当するものを全てお答えください。

- 維持管理コスト
- 効果的・効率的な維持管理
- 施設・遊具の老朽化への対応・安全性の確保
- 防犯
- 防災機能の強化
- 利用者が少ない
- 近隣住民からの苦情
- 維持管理の担い手の確保
- 予算の確保
- その他

(6)小規模都市公園に関する課題解決に向けた取り組みについて該当するものを全てお答えください。

- 統合・廃止・再配置
- 条例等による開発公園の（最低）面積基準の引上げ
- 条例等による開発公園の設置免除
- 再整備、施設・遊具の更新
- 公園毎の機能・役割分担
- 委託・指定管理等による包括的な管理
- 民間事業者への管理の移管
- 地域住民団体等（愛護会、自治会、その他ボランティア団体等）への管理の移管
- その他

No.5 都市公園の歳出・歳入状況について

(1)歳出内訳についてお答えください。

(千円)

土木費・都市計画費・公園費	令和3年度（決算額）	令和4年度（見込）
人件費		
うち職員給		
物件費		
維持補修費		
補助費等		
普通建設事業費		
うち補助事業費		
うち単独事業費		

(2)歳入内訳についてお答えください。

(千円)

土木費・都市計画費・公園費	令和3年度（決算額）	令和4年度（見込）
国庫支出金		
都道府県支出金		
使用料・手数料		
諸収入		
分担金・負担金・寄付金		
財産収入		
繰入金		
繰越金		
地方債		
一般財源等		

No.6 都市公園の維持管理に関する組織体制等について

(1)都市公園を所管する組織名をお答えください。

本庁組織（主管課）	
-----------	--

(2)都市公園の維持管理体制に関する職種別人数についてお答えください。

技術職（人）	
事務職（人）	

注）一般職に属する常時勤務を要する職員（臨時的任用職員及び再任用職員を含む。）を対象とする。非常勤の職員（会計年度任用職員）は対象外とする。

(3)都市公園の維持管理に関する組織体制等の課題について該当するものを全てお答えください。

- 維持管理に関する予算が減少傾向にある
- 維持管理に関する人員の削減が進んでいる
- 指定管理・業務委託による維持管理が進んでいる
- その他

--

(4)都市公園に関するマネジメント計画等の有無についてお答えください。

- 有り
- なし
- 検討中/準備中

計画名：
策定（改定）：○年（○年）

No.7 都市公園の維持管理について（全般）

(1)維持管理手法についてお答えください。

2022/12/1時点

	箇所数	公園種別箇所数							
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	その他	
管理手法	直営	0							
	指定管理	0							
	業務委託	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注) 指定管理及び業務委託の両方を実施している公園がある場合は、両方に記載（カウント）ください。

(2)指定管理者属性についてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

2022/12/1時点

	箇所数	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	その他
		指定管理者属性	民間企業	0				
	第3セクター	0						
	公益法人*	0						
	NPO法人	0						
	地域住民団体等**	0						
	その他	0						
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)委託業務受託者の属性についてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

2022/12/1時点

	箇所数	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	その他
		委託業務受託者属性	民間企業	0				
	第3セクター	0						
	公益法人*	0						
	NPO法人	0						
	地域住民団体等**	0						
	その他	0						
計	0	0	0	0	0	0	0	0

* 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公共法人

** 愛護会、自治会、その他ボランティア団体等

(4)指定管理者制度を導入しない理由についてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

- 直営の方が効果的・効率的な維持管理が可能
- 維持管理に特殊なノウハウが必要
- 制度導入への組織体制等が整っていない
- その他

(5)維持管理に関する課題について該当するものを全てお答えください。

- 維持管理コスト
- 効果的・効率的な維持管理
- 施設・遊具の老朽化への対応・安全性の確保
- 施設の清掃
- 樹木繁茂・植栽管理
- 違法駐車等への対応
- 防犯
- 防災機能の強化
- 苦情・要望等への対応
- 維持管理に関するノウハウの蓄積・人材の育成
- 維持管理の担い手の確保
- 予算の確保
- その他

No.8 都市公園の維持管理について（指定管理者制度）（該当ない場合は、回答不要。）

(1)指定管理業務の契約形態について該当するものを全てお答えください。

- 包括管理契約（全ての公園）
- 包括管理契約（複数の公園）
- 公園ごとの管理契約
- その他

(2)指定管理業務の内容について該当するものを全てお答えください。

- 公園施設及び付属設備の維持管理・修繕
- 行為許可・利用許可
- 公園施設の利用の禁止又は制限
- 行為許可・利用許可の取り消しや公園からの退去・原状回復命令等の監督処分
- 届出等の受理
- 利用料金の收受
- 利用料金の設定
- その他

(3)指定管理者制度の導入経過についてお答えください。

- 1期目
- 2期目の公園がある
- 3期目の公園がある
- 4期目以降の公園がある

(4)指定管理者の指定期間についてお答えください。

- 3年未満
- 3年以上5年未満
- 5年以上8年未満
- 8年以上10年未満
- 10年以上

(5)指定管理者の選定手続きについてお答えください。

- 全て公募
- 一部公募
- 全て非公募
- 一部非公募
- その他

(6)非公募の理由についてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

- 業務の実施に特殊なノウハウが必要なため
- 従前団体の評価が高い
- 適格団体が少ない
- その他

(7)2期目以降の募集における1期目の指定管理者の実績の取扱いについてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

- 実績を加味する
- 実績を加味しない
- その他

(8)施設修繕に関する自治体と指定管理者の役割分担について該当するものを全てお答えください。

- 一定額以下の修繕は指定管理者が行う
- 額は定められておらず、協議によって決定する
- 年間修繕予算総額の範囲内で指定管理者が行う
- 修繕は全て指定管理者が行う
- 特に取り決めをしていない
- その他

(9)モニタリングの実施についてお答えください。

- 実施している 実施していない
 その他

(10)入園料、駐車場、運動施設等の使用料収入の取扱についてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

- 指定管理者の収入（指定管理料を含む）としている
 指定管理者の収入（指定管理料に含まない）としている
 自治体の収入としている
 一定の比率を取り決め自治体に一部納付している
 該当する収入なし
 その他

(11)レストラン、売店、イベント等の使用料収入の取扱についてお答えください。（該当ない場合は、回答不要。）

- 指定管理者の収入（指定管理料を含む）としている
 指定管理者の収入（指定管理料に含まない）としている
 自治体の収入としている
 一定の比率を取り決め自治体に一部納付している
 該当する収入なし
 その他

(12)当初の収支計画以上の利益がでた場合の取扱についてお答えください。

- 指定管理者の収入としている
 自治体の収入としている
 一定の比率を取り決め自治体に一部納付している
 特に取り決めをしていない
 該当する収入なし
 その他

(13)自主事業*の実施の可否についてお答えください。

- 可 不可
 その他

(14)指定管理者制度導入に関する総合的な評価（満足度）についてお答えください。

- 大変効果あり
 やや効果あり
 変化なし
 あまり効果なし
 全く効果なし
 その他

(15)指定管理者制度導入の効果(メリット)についてお答えください。

- 業務コストの改善
 業務負担の軽減
 利用者の評価（サービスの質）の向上
 管理ノウハウの蓄積・向上
 その他

(16)指定管理者制度活用に関する課題に関する課題があればお答えください。（自由記述）

No.9 都市公園の維持管理について（業務委託）（該当ない場合は、回答不要。）

(1)業務委託の契約形態について該当するものを全てお答えください。

- 包括管理契約（全ての公園）
- 包括管理契約（複数の公園）
- 公園ごとの管理契約
- その他

(2)業務委託の内容について該当するものを全てお答えください。

- ①除草・草刈り
- ②清掃
- ③剪定・刈込
- ④病虫害防除・虫巢剪除
- ⑤施肥
- ⑥灌水
- ⑦支柱補修等
- ⑧伐採・伐根
- ⑨倒木復旧
- ⑩芝生管理
- ⑪花壇管理
- ⑫施設・遊具管理
- ⑬その他

(3)再委託の有無についてお答えください。

- 有り

(2)のうち、該当する主な再委託業務について番号（①～⑬）を記載ください

- 無し
- その他

(4)業務委託発注に関する積算根拠について該当するものを全てお答えください。

- 貴自治体独自の積算基準
- 業者見積
- 市場単価
- 公園緑地の維持管理と積算（経済調査会）
- その他

(5)業務委託に関する課題があればお答えください。（自由記述）

No.10 都市公園における規制について

(1)規制の有無についてお答えください。

- 有り
- 無し
- その他

(2)規制内容について該当するものを全てお答えください。

- ①キャンプファイヤー、バーベキュー、花火等の火気の使用
- ②指定された場所以外への車両、バイクの乗り入れ
- ③自転車の乗り入れ
- ④スケートボードの使用
- ⑤出店、フリーマーケット、商業行為
- ⑥キャッチボール、ボール遊び
- ⑦ゴルフの練習
- ⑧ゲートボール、グランドゴルフ
- ⑨テントを張っての宿泊
- ⑩木の実・草花・昆虫等の採取
- ⑪犬の散歩
- ⑫犬の糞の放置
- ⑬動物へのエサやり
- ⑭騒音が問題になる施設の利用
- ⑮ゴミのポイ捨て、不法投棄、家庭ごみの持ち込み
- ⑯喫煙
- ⑰その他

(3)今後の規制の在り方についてお答えください。

- 利用者の安全を考慮し、現状を維持

(2)のうち、該当する主な規制内容の番号（①～⑰）を記載ください。

- 利用者の安全等を考慮し、規制を強化

(2)のうち、該当する主な規制内容の番号（①～⑰）を記載ください。

- 要望等に応じ規制を緩和

(2)のうち、該当する主な規制内容の番号（①～⑰）を記載ください。

- 未定

(4)規制の設定や苦情対応等に関する課題があればお答えください。（自由記述）

No.11 公園管理への市民参画について

(1)市民ボランティア制度の有無についてお答えください。

- 有り
- 検討中/準備中
- 無し

制度名：

(2)市民ボランティアに対する支援策について該当するものを全てお答えください。(該当ない場合は、回答不要。)

- 活動支援金
- 物品支給
- その他

(3)市民ボランティアに対する活動支援金の算出方法について該当するものを全てお答えください。(該当ない場合は、回答不要。)

- 活動公園の面積
- 活動内容・人数
- 一律・定額支給
- その他

(4)支援金以外で実施している支援内容があれば該当するものを全てお答えください。(該当ない場合は、回答不要。)

- ゴみの回収・収集
- 用具・消耗品の提供
- 花苗・土・肥料等の提供
- 研修・講習会の実施
- 看板の提供
- 掲示版の設置
- 活動PRのための旗やベスト等の提供
- 活動情報誌の発行
- その他

(5)活動されている団体数と公園数についてお答えください。(該当ない場合は、回答不要。)

団体数	
公園数	

(6)市民ボランティア参画に関する課題があればお答えください。(自由記述)

(7)住民とのコミュニケーション方法について該当するものを全てお答えください。

- 所管部署等での電話・メール等の受付
- 地域住民団体等(愛護会、自治会、その他ボランティア団体等)との対話
- 説明会やワークショップの開催
- 公園協議会
- その他

(8)公園協議会制度*設置の有無についてお答えください。

- 有り
- 検討中/準備中
- 無し

設置時期：○年○月

*都市公園の利用者の利便の向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等が必要な協議を行うための協議会(c.f.都市公園法第17条の2)

(9)公園協議会制度未設置の理由についてお答えください。(該当ない場合は、回答不要。)

- 現時点では特に必要性がない
- 制度を把握していなかった
- その他

No.12 設置管理許可制度*活用状況について（該当ない場合は、回答不要。）

*公園管理者以外の者が公園管理者の許可を受けて、公園施設を設け、又は管理する制度（cf.都市公園第5条）

2022/12/1時点

(1)設置管理許可施設数についてお答えください。

施設種別	施設数	公園種別施設数						
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	その他
遊戯施設	0							
運動施設	0							
教養施設	0							
売店	0							
自動販売機	0							
飲食店	0							
宿泊施設	0							
その他便益施設	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)設置管理許可に関する選定手続きについてお答えください。

- 全て公募
- 一部公募
- 全て非公募
- 一部非公募
- その他

(3)設置管理許可団体属性について該当するものを全てお答えください。

- 民間企業
- 第3セクター
- 公益法人*
- NPO法人
- 地域住民団体等**
- その他

*「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公共法人

** 愛護会、自治会、その他ボランティア団体等

(4)設置管理許可制度活用に関する課題があればお答えください。（自由記述）

No.13 公民連携等に関する取組について

(1)民間活力の導入状況について該当するものを全てお答えください。

- ネーミングライツ
- イベント開催
- 公園資材等の寄付
- キッチンカーの誘導
- ボランティア活動（アドプト活動）
- CSR活動(民間企業等による社会貢献活動)
- その他

(2)公民連携手法の活用状況について該当するものを全てお答えください。

- PFI
- Park-PFI（公募設置管理許可制度）
- 設置管理許可制度
- 指定管理者制度
- 業務委託
- その他

(3)公民連携手法の活用に向けた検討状況について該当するものを全てお答えください。

- 庁内での検討・調整
- 関係者ヒアリング・情報収集
- サウンディングの実施
- トライアルサウンディングの実施
- 公園活用アイデアの公募
- その他

(4)公民連携手法の活用検討にあたり課題となっているものを全てお答えください。

- 専門知識・ノウハウ・人材の不足
- 庁内での合意形成
- 予算の確保
- 利用者ニーズの把握
- 住民コミュニケーション・合意形成支援
- 民間事業者とのコミュニケーション
- 事業の公共性・公平性・透明性の確保
- その他

(5)公民連携手法の活用にあたり、民間事業者へ期待することについて全てお答えください。

- 専門知識・ノウハウ・人材
- 利用者ニーズの把握
- 企画立案
- 庁内での合意形成支援
- 住民コミュニケーション・合意形成支援
- 事業資金
- その他

(6)公民連携手法活用に関する課題があればお答えください。（自由記述）

※Park-PFI制度等の使い勝手、Park-PFI事業等実施にかかる足踏み要因等

No.14 都市公園の管理運営について

(1) 特に力を入れている取組・テーマについて3つお答えください。

- | | | | |
|---|---|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 観光客の誘致 | <input type="checkbox"/> 地域活性化・まちの賑わい創出 | <input type="checkbox"/> 子育て支援・健康増進 | <input type="checkbox"/> 防災・減災 |
| <input type="checkbox"/> 環境保全 | <input type="checkbox"/> 景観形成 | <input type="checkbox"/> 文化・歴史保全 | <input type="checkbox"/> 公民連携 |
| <input type="checkbox"/> 市民参加・協働 | <input type="checkbox"/> 安全確保 | <input type="checkbox"/> 長寿命化 | <input type="checkbox"/> 情報発信 |
| <input type="checkbox"/> バリアフリー化・ユニバーサルデザイン | <input type="checkbox"/> 防犯 | <input type="checkbox"/> パークマネジメント | <input type="checkbox"/> 特になし |
| <input type="checkbox"/> その他 | <input type="text"/> | | |

(2) 都市公園の管理運営に関する課題があればお答えください。(自由記述)

(3) 都市公園の管理運営について特徴的な取り組みがあればご紹介ください。(自由記述)

※事業概要等の資料添付でも構いません。

「公庫レポート」既刊目録

[数字は号数、()は発行年月]

○ 沖縄県産業連関表による公共投資の波及効果分析 -特に沖縄公庫住宅融資を中心に-	創刊号(S 56. 3)
○ 沖縄の住宅事情と需要の動向	創刊号(S 56. 3)
○ 昭和57年度設備投資計画調査報告	2 (S 56. 7)
○ 沖縄公庫の融資効果の評価と今後の方向 -沖縄公庫モデルを中心とした計量分析-	2 (S 56. 7)
○ 沖縄のホテル業界の現状と課題	3 (S 57. 3)
○ 沖縄県経済の現状と工業振興の方向	4 (S 57. 8)
○ 昭和58年度設備投資計画調査報告	4 (S 57. 8)
○ 沖縄県主要企業の財務行動	4 (S 57. 8)
○ 昭和58・59年度設備投資計画調査報告	5 (S 58. 8)
○ 沖縄の工業開発と技術集積	6 (S 59. 3)
○ 沖縄県における食肉加工業	6 (S 59. 3)
○ 昭和59・60年度設備投資計画調査報告	7 (S 59. 8)
○ アメリカの地域開発 -いくつかの事例を中心に-	7 (S 59. 8)
○ 昭和59・60年度設備投資計画調査報告(昭和59年10月調査)	8 (S 60. 1)
○ 21世紀沖縄の経済・社会構造と政策課題の提案	8 (S 60. 1)
○ 昭和60・61年度設備投資計画調査報告(昭和60年9月調査)	9 (S 60. 12)
○ 昭和60・61年度設備投資計画調査報告(昭和61年3月調査)	10 (S 61. 7)
○ 復帰特別措置の体系的検討	10 (S 61. 7)
○ 昭和61・62年度設備投資計画調査報告(昭和61年9月調査)	11 (S 62. 2)
○ 規制緩和下における沖縄の航空体制の課題	11 (S 62. 2)
○ 昭和61・62年度設備投資計画調査報告(昭和62年3月調査)	12 (S 62. 6)
○ 動向調査 沖縄の主要産業 -昭和61年度の動向と見通し-	13 (S 62. 11)
○ 地域産業トピックス	13 (S 62. 11)
水産 急成長を遂げるも市況悪化への対応に迫られる車エビ養殖	
流通 中規模店化が進む小売業	
環境変化への対応を迫られる婦人服店	
急成長下、経営戦略が問われる中古車業界	
需要低迷と価格低下で厳しさ増すガソリンスタンド	
サービス 質的变化が著しい飲食業界	
振興事業に着手した美容業界	
リゾート型参入で新展開が見込まれる県内ゴルフ場	
○ データ解説 昭和61年度個人住宅資金(一般住宅・建売住宅)利用者調査報告	13 (S 62. 11)
○ 開発調査 沖縄のリゾート開発の課題と開発資金の検討	13 (S 62. 11)
○ 昭和62・63年度設備投資計画調査報告(昭和62年9月調査)	14 (S 62. 12)
○ 昭和62・63年度設備投資計画調査報告(昭和63年3月調査)	15 (S 63. 6)
○ グラム・サイパン市場差別化策の検討	16 (S 63. 8)
○ 動向調査 沖縄の主要産業 -昭和62年度の動向と見通し-	17 (S 63. 11)
○ 地域産業トピックス	17 (S 63. 11)
製造 市場環境の変化と技術革新が著しい印刷業界	
小売 変貌する鮮魚店、食肉店の需要環境	
サービス 新たなサービスのあり方を探る理容業界	
○ データ解説 昭和62年度個人住宅建設資金利用者調査報告	17 (S 63. 11)
○ 昭和63・平成元年度設備投資計画調査報告(昭和63年9月調査)	18 (S 63. 12)
○ 沖縄県の住宅需要動向	19 (H 1. 4)
○ ハワイリゾートの現状と沖縄のリゾート開発の課題 -ハワイリゾート調査報告書-	20 (H 1. 4)
○ 昭和63・平成元年度設備投資計画調査報告(平成元年3月調査)	21 (H 1. 6)

○ 動向調査 沖縄の主要産業の動向-昭和63年度の動向を中心に	22	(H 1.12)
○ 地域産業トピックス 不動産賃貸 空室率が高い沖縄の貸ビル サービス 沖縄県内の人材派遣業 自動車分解整備業の概要	22	(H 1.12)
○ データ解説 昭和63年度個人住宅建設資金利用者調査報告 労働生産性が低い県内製造業(工業統計調査より)	22	(H 1.12)
○ 平成元・2年度設備投資計画調査報告(平成元年3月調査)	22	(H 1.12)
○ 沖縄洋ラン切花生産の実態・本土市場調査	23	(H 2. 3)
○ タイ国の熱帯果樹農業の現状と輸出産業としての地位 —沖縄県の有望作物としての熱帯果樹産業に関する調査—	23	(H 2. 3)
○ データ解説 平成元年度個人住宅建設資金利用者調査報告	24	(H 2. 7)
○ 平成元・2年度設備投資計画調査報告(平成2年2月調査)	24	(H 2. 7)
○ 沖縄県におけるバイオマス資源活用産業 —新規胎動産業を探る—	25	(H 2. 8)
○ 地域産業トピックス 琉球ガラス産業界の現況 成長著しい県内の生花小売業 県内水産加工業の生産状況 競合厳しい県内クリーニング業	26	(H 3. 3)
○ 平成2・3年度設備投資計画調査報告(平成2年9月調査)	26	(H 3. 3)
○ データ解説 平成2年度個人住宅建設資金利用者調査報告	27	(H 3. 7)
○ 平成2・3年度設備投資計画調査報告(平成3年3月調査)	27	(H 3. 7)
○ 沖縄県の観光土産品店	28	(H 4. 1)
○ 平成3・4年度設備投資計画調査報告(平成3年9月調査)	28	(H 4. 1)
○ データ解説 平成3年度個人住宅建設資金利用者調査報告	29	(H 4. 8)
○ 平成3・4年度設備投資計画調査報告(平成4年3月調査)	29	(H 4. 8)
○ 平成4・5年度設備投資計画調査報告(平成4年10月調査)	30	(H 5. 2)
○ データ解説 平成4年度マイホーム新築資金利用者調査報告	31	(H 5. 9)
○ 平成4・5年度設備投資計画調査報告(平成5年3月調査)	31	(H 5. 9)
○ 平成5・6年度設備投資計画調査報告(平成5年9月調査)	32	(H 6. 2)
○ 平成5・6年度設備投資計画調査報告(平成6年3月調査)	33	(H 6. 7)
○ 正念場を迎えるエステティック業界	34	(H 6. 8)
○ 泡盛製造業の現況について	34	(H 6. 8)
○ 需要低迷下生産性の向上が求められる生コン業界	35	(H 6. 9)
○ 沖縄県の花弁農業	35	(H 6. 9)
○ 沖縄県の伝統工芸産業	35	(H 6. 9)
○ データ解説 平成5年度マイホーム新築資金利用者調査報告 平成5年度マンション購入資金利用者調査報告	36	(H 6. 10)
○ 沖縄のデンファレ(切花)について	37	(H 6. 10)
○ 生産性の向上と新しい生産技術への対応が求められる印刷業界	37	(H 6. 10)
○ 貸アパート業実態調査	38	(H 6. 11)
○ 沖縄県のプレハブ住宅の現状について	38	(H 6. 11)
○ 競争激化が進む中で経営体質強化が求められる建設業	39	(H 6. 12)
○ 平成6・7年度設備投資計画調査報告(平成6年9月調査)	39	(H 6. 12)
○ インドネシア・バリ島リゾートの現状	40	(H 7. 2)
○ マンゴー栽培の現状と産地形成に向けての課題	41	(H 7. 3)
○ 総合産業への変容が求められる500万人時代の沖縄観光	42	(H 7. 3)
○ 県内製糖業の現状	43	(H 7. 3)
○ 平成6・7年度設備投資計画調査報告(平成7年3月調査)	44	(H 7. 5)
○ 公庫住宅資金利用者に係る耐久消費財等購入実態調査	45	(H 7. 8)

○ 県内駐車場業の現状と課題	46	(H 7. 9)
○ データ解説	47	(H 7. 9)
平成6年度マイホーム新築資金利用者調査報告		
平成6年度マンション購入資金利用者調査報告		
○ 平成6・7年度設備投資計画調査報告(平成7年9月調査)	48	(H 7. 12)
○ 薬草加工販売業の現状と課題	49	(H 8. 1)
○ 新規開業の実態	50	(H 8. 1)
○ 持家取得実態調査	51	(H 8. 3)
○ 「わたしたショップ」—拠点方式による県産品のマーケティング—	52	(H 8. 5)
○ 平成7・8年度設備投資計画調査報告(平成8年3月調査)	53	(H 8. 6)
○ 沖縄県におけるタラソテラピー事業可能性の検討 (フランス・タラソテラピー業界視察報告)	54	(H 8. 6)
○ 沖縄での展開が有望なタラソテラピーについて	54	(H 8. 6)
○ 県内小売業の現状	55	(H 8. 7)
○ データ解説	56	(H 8. 7)
平成7年度マイホーム新築資金利用者調査報告		
平成7年度マンション購入資金利用者調査報告		
○ 沖縄の養蜂	57	(H 8. 8)
○ 平成7・8年度設備投資計画調査報告(平成8年9月調査)	58	(H 8. 12)
○ 県内レンタカー業の現状	59	(H 9. 1)
—大規模な規制緩和のもと、更なる発展が見込まれる県内レンタカー業—		
○ 県内貸ビル業の現状	60	(H 9. 2)
—空室率が高い沖縄の貸ビル—		
○ マイホーム新築資金住宅の建設実態	61	(H 9. 3)
○ 車エビ養殖業の現状と課題	62	(H 9. 4)
—全国一の生産県となるも市況悪化への対応が迫られる車エビ養殖業界—		
○ 台湾の中小企業とOEM	63	(H 9. 5)
○ 平成8・9年度設備投資計画調査報告(平成9年3月調査)	64	(H 9. 6)
○ データ解説	65	(H 9. 10)
平成8年度マイホーム新築資金利用者調査報告		
平成8年度マンション購入資金利用者調査報告		
○ 公庫住宅資金利用者に係る耐久消費財等購入実態調査	66	(H 9. 10)
○ 平成8・9年度設備投資計画調査報告(平成9年9月調査)	67	(H 9. 12)
○ 廃棄物リサイクル産業の現状と課題	68	(H 10. 6)
○ 平成9・10年度設備投資計画調査報告(平成10年3月調査)	69	(H 10. 6)
○ 沖縄の産業振興とマルチメディア	70	(H 10. 7)
○ データ解説	71	(H 10. 10)
平成9年度マイホーム新築資金利用者調査報告		
平成9年度マンション購入資金利用者調査報告		
○ 平成9・10年度設備投資計画調査報告(平成10年9月調査)	72	(H 10. 12)
○ 平成9年度ホテル経営状況	73	(H 10. 12)
○ ダイビング業界の現状と課題	74	(H 11. 3)
○ 平成10・11年度設備投資計画調査報告(平成11年3月調査)	75	(H 11. 8)
○ 平成10・11年度設備投資計画調査報告(平成11年9月調査)	76	(H 11. 12)
○ 平成10年度ホテル経営状況	77	(H 12. 2)
○ 新規開業の現状と創業支援	78	(H 12. 5)
○ 沖縄観光の構造転換に向けた整備課題 —ハワイを比較軸として—	79	(H 12. 7)
○ 1999・2000年度設備投資計画調査報告(2000年3月調査)	80	(H 12. 8)
○ 1999・2000年度設備投資計画調査報告(2000年9月調査)	81	(H 12. 12)
○ データ解説	82	(H 13. 1)
平成11年度マイホーム新築資金利用者調査報告		
平成11年度マンション購入資金利用者調査報告		
○ 台湾アグロインダストリー調査報告	83	(H 13. 3)
○ 1999年度ホテル経営状況	84	(H 13. 3)

○ 2000・2001年度設備投資計画調査報告(2001年3月調査)	85	(H 13. 5)
○ 地方都市の水産物市場と水産業の振興 —自由な市場と消費の拡大—	86	(H 13. 7)
○ 2000・2001年度設備投資計画調査報告(2001年9月調査)	87	(H 13. 12)
○ マンションの維持管理に関する調査報告	88	(H 14. 1)
○ 台湾情報通信産業調査報告	89	(H 14. 2)
○ 2000年度ホテル経営状況	90	(H 14. 3)
○ 県内ホテルの経営課題と改善に向けた方向性	90	(H 14. 3)
○ 2001・2002年度設備投資計画調査報告(2002年3月調査)	91	(H 14. 6)
○ データ解説 平成13年度マイホーム新築資金利用者調査報告 平成13年度マンション購入資金利用者調査報告	92	(H 14. 11)
○ 2001・2002年度設備投資計画調査報告(2002年9月調査)	93	(H 14. 12)
○ 2001年度ホテル経営状況	94	(H 15. 7)
○ 2002・2003年度設備投資計画調査報告(2003年3月調査)	95	(H 15. 8)
○ 2002・2003年度設備投資計画調査報告(2003年9月調査)	96	(H 16. 1)
○ 2003・2004年度設備投資計画調査報告(2004年3月調査)	97	(H 16. 6)
○ データ解説 平成14年度マイホーム新築資金利用者調査報告 平成14年度マンション購入資金利用者調査報告	98	(H 16. 7)
○ 2002年度ホテル経営状況	99	(H 16. 8)
○ 2003・2004年度設備投資計画調査報告(2004年9月調査)	100	(H 16. 11)
○ 2004・2005年度設備投資計画調査報告(2005年3月調査)	101	(H 17. 6)
○ 2004・2005年度設備投資計画調査報告(2005年9月調査)	102	(H 17. 11)
○ 2005・2006年度設備投資計画調査報告(2006年3月調査)	103	(H 18. 9)
○ 泡盛業界の現状と課題 —最近の泡盛・もろみ酢の動向を中心に—	104	(H 18. 10)
○ 2005・2006年度設備投資計画調査報告(2006年9月調査)	105	(H 18. 12)
○ 2006・2007年度設備投資計画調査報告(2007年3月調査)	106	(H 19. 9)
○ 2006・2007年度設備投資計画調査報告(2007年9月調査)	107	(H 19. 11)
○ バイオエタノールの現状 —JETRO・ブラジルバイオエタノールミッション報告—	108	(H 20. 3)
○ 2007・2008年度設備投資計画調査報告(2008年3月調査)	109	(H 20. 6)
○ 沖縄公庫取引先からみた新規開業の現状	110	(H 20. 7)
○ 2007・2008年度設備投資計画調査報告(2008年9月調査)	111	(H 20. 11)
○ 2007年度県内主要ホテルの稼働状況	112	(H 20. 12)
○ 2008・2009年度設備投資計画調査報告(2009年3月調査)	113	(H 21. 6)
○ 2008・2009年度設備投資計画調査報告(2009年9月調査)	114	(H 21. 12)
○ 沖縄県内ホテルのホスピタリティ向上への取り組み状況 2008年度県内主要ホテルの稼働状況	115	(H 22. 3)
○ 2009・2010年度設備投資計画調査報告(2010年3月調査)	116	(H 22. 6)
○ 2009年度県内主要ホテルの稼働状況	117	(H 22. 7)
○ 沖縄公庫取引先からみた新規開業の現状2010	118	(H 22. 9)
○ 2009・2010年度設備投資計画調査報告(2010年9月調査)	119	(H 22. 11)
○ 沖縄県内の「道の駅」と「農産物直売所」	120	(H 23. 4)
○ 2010・2011年度設備投資計画調査報告(2011年3月調査)	121	(H 23. 6)
○ 2010年度県内主要ホテルの稼働状況 東日本大震災による県内主要ホテルへの影響	122	(H 23. 7)
○ 2010・2011年度設備投資計画調査報告(2011年9月調査)	123	(H 23. 11)
○ 平成22年度 沖縄公庫教育資金利用者調査報告	124	(H 24. 4)

○ 2011・2012年度設備投資計画調査報告(2012年3月調査)	125 (H 24. 6)
○ 2011年度県内主要ホテルの稼働状況 八重山主要ホテルの稼働状況	126 (H 24. 10)
○ 2011・2012年度設備投資計画調査報告(2012年9月調査)	127 (H 24. 11)
○ 沖縄:新たな挑戦 経済のグローバル化と地域の繁栄 世界の目を沖縄へ、沖縄の心を世界へ	128 (H 25. 2)
○ OKINAWA: THE CHALLENGES AHEAD THRIVING LOCALLY IN A GLOBALIZED ECONOMY "AS THE EYES OF THE WORLD FOCUS ON OKINAWA OKINAWA OFFERS ITS HEART TO THE WORLD"	129 (H 25. 2)
○ 2012・2013年度設備投資計画調査報告(2013年3月調査)	130 (H 25. 6)
○ 2012年度県内主要ホテルの稼働状況	131 (H 25. 9)
○ 2012・2013年度設備投資計画調査報告(2013年9月調査)	132 (H 25. 12)
○ 平成24年度 沖縄公庫教育資金利用者調査報告	133 (H 26. 5)
○ 2013・2014年度設備投資計画調査報告(2014年3月調査)	134 (H 26. 6)
○ 世界自然遺産登録を活かした奄美・琉球の地域活性化策 (やんばる地域・西表島編)～持続可能な地域づくりに向けて～	135 (H 26. 6)
○ 県内主要ホテルの動向分析 第一部 2013年度県内主要ホテルの稼働状況 第二部 シティホテルの長期稼働状況からみた今後の取組 第三部 県内の宿泊特化型ホテルの動向分析	136 (H 26. 10)
○ 2013・2014年度設備投資計画調査報告(2014年9月調査)	137 (H 26. 11)
○ 「人手不足の影響と人材確保の取組」に関する調査報告	138 (H 27. 4)
○ 「沖縄の6次産業化認定企業の現況と今後の取組」に関する調査報告	139 (H 27. 5)
○ 2014・2015年度設備投資計画調査報告(2015年3月調査)	140 (H 27. 6)
○ 沖縄公庫取引先からみた新規開業の現状2015	141 (H 27. 10)
○ 県内主要ホテルの動向分析 第一部 2014年度県内主要ホテルの稼働状況 第二部 新石垣空港開港に伴う八重山地域主要ホテルの稼働状況	142 (H 27. 11)
○ 2014・2015年度設備投資計画調査報告(2015年9月調査)	143 (H 27. 11)
○ 平成26年度 沖縄公庫教育資金利用者調査報告	144 (H 28. 3)
○ 「インバウンドの影響とその取組」に関する調査報告	145 (H 28. 3)
○ 2015・2016年度設備投資計画調査報告(2016年3月調査)	146 (H 28. 6)
○ 2015・2016年度設備投資計画調査報告(2016年9月調査)	147 (H 28. 11)
○ 県内主要ホテルの動向分析 第一部 2015年度県内主要ホテルの稼働状況 第二部 沖縄県内主要ホテルの人手不足に関する調査報告	148 (H 28. 12)
○ 「沖縄における若年雇用問題ーミスマッチを生む意識構造の分析を中心にー」 に関する調査報告	149 (H 29. 2)
○ 定住・交流人口の維持・増加に向けた考察 第一部 沖縄への移住意向に関する調査報告 第二部 沖縄の離島観光に関する意識調査報告	150 (H 29. 5)
○ 2016・2017年度設備投資計画調査報告(2017年3月調査)	151 (H 29. 5)
○ 県内主要ホテルの動向分析 第一部 2016年度県内主要ホテルの稼働状況 第二部 リーマンショック直前からの長期推移	152 (H 29. 10)
○ 2016・2017年度設備投資計画調査報告(2017年9月調査)	153 (H 29. 11)
○ 拡大する沖縄経済の下で深刻化する人手不足 ～県内企業への影響と課題への対応～	154 (H 30. 1)
○ 県内小規模企業実態調査報告	155 (H 30. 5)
○ 2017・2018年度設備投資計画調査報告(2018年3月調査)	156 (H 30. 6)
○ 教育資金と進学意識に関する調査結果 第一部 平成28年度 沖縄公庫教育資金利用者調査 第二部 進学に対する親と学生の意識調査	157 (H 30. 6)
○ 沖縄公庫取引先からみた泡盛メーカーの現状と課題について	158 (H 30. 7)

○ 2017・2018年度設備投資計画調査報告(2018年9月調査)	159 (H 30. 11)
○ 県内主要ホテルの動向分析	160 (H 31. 3)
第一部 2017年度県内主要ホテルの稼働状況	
第二部 県内主要ホテルの改装動向	
○ 2018・2019年度設備投資計画調査報告(2019年3月調査)	161 (R 1. 6)
○ 2018・2019年度設備投資計画調査報告(2019年9月調査)	162 (R 1. 11)
○ 2018年度県内主要ホテルの稼働状況	163 (R 1. 12)
○ 平成30年度 沖縄公庫教育資金利用者調査	164 (R 2. 3)
○ 2019・2020年度設備投資計画調査報告(2020年3月調査)	165 (R 2. 6)
○ 2019・2020年度設備投資計画調査報告(2020年9月調査)	166 (R 2.12)
○ 沖縄県内の物流需給バランスの現状と将来推計について	167 (R 3. 3)
○ 沖縄公庫取引先の事業承継に関する実態調査	168 (R 3. 3)
○ 2019年度県内主要ホテルの稼働状況	169 (R 3. 6)
○ コロナ禍における自治体経営の状況と今後の展望	170 (R 3. 6)
○ 「コロナ禍における旅行者の動向と沖縄が取り組むべき事項」に関する調査	171 (R 3. 6)
第一部 「コロナ禍における日本人旅行者の動向と沖縄が取り組むべき事項」 に関する調査報告	
第二部 「コロナ禍における訪日外国人旅行者の意向と沖縄が取り組むべき事項」 ～DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 (2020年度 新型コロナ影響度 特別調査)より～	
○ 2020・2021年度設備投資計画調査報告(2021年3月調査)	172 (R 3. 6)
○ 2020・2021年度設備投資計画調査報告(2021年9月調査)	173 (R 3. 10)
○ 2020年度県内主要ホテルの稼働状況	174 (R 3. 11)
○ 新型コロナウイルス感染症の県内景況に及ぼす影響について	175 (R 4. 2)
○ 令和2年度 沖縄公庫教育資金利用者調査	176 (R 4. 3)
第一部 令和2年度 沖縄公庫教育資金利用者調査	
第二部 令和2年度 沖縄公庫教育資金利用者意識調査	
○ ポストコロナ時代に向けた自治体経営の状況と今後の展望	177 (R 4. 5)
○ コロナ禍における日本人・訪日外国人の沖縄旅行に関する調査	178 (R 4. 5)
第一部 コロナ禍における日本人の沖縄旅行に関する調査(2021年版)	
第二部 コロナ禍における訪日外国人旅行者の意向調査【沖縄版】 ～DBJ・JTBFアジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査 (第2回 新型コロナ影響度 特別調査)より～	
○ 「ポストコロナ時代における沖縄観光のあり方」に関する調査 ～これからの“旅行牽引世代”の意向を踏まえた観光(観光地)とは～	179 (R 4. 6)
○ 2021・2022年度設備投資計画調査報告(2022年3月調査)	180 (R 4. 6)
○ 2021・2022年度設備投資計画調査報告(2022年9月調査)	181 (R 4. 11)
○ 2021年度県内主要ホテルの稼働状況	182 (R 5. 1)
○ ポストコロナ時代における沖縄観光の二次交通に関する調査 ～レンタカーを利用しない観光客のニーズから考える移動手段～	183 (R 5. 6)
○ コロナ禍からの再始動に向けた日本人・訪日外国人の沖縄旅行に関する調査	184 (R 5. 6)
第一部 コロナ禍における日本人の沖縄旅行に関する調査(2022年度版)	
第二部 訪日外国人旅行者のサステナブルツーリズムへの意向と沖縄観光について	
○ 県内都市公園の現況と課題に関する調査	185 (R5.6)

公庫レポート

令和5年6月発行

編集兼発行者 大西 公一郎

発行所 沖縄振興開発金融公庫

調査部 地域連携情報室

那覇市おもろまち1丁目2番26号

電話(098)941-1853

FAX(098)941-1920

URL <https://www.okinawakouko.go.jp>

印刷所 丸正印刷株式会社

本レポートは再生紙を使用しています。



沖縄振興開発金融公庫

THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION